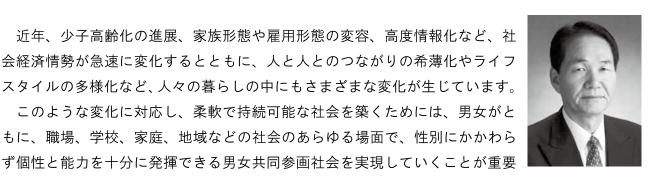
第2次かがわ男女共同参画プラン

「女性にとっても男性にとっても生きやすい社会の実現をめざして|

近年、少子高齢化の進展、家族形態や雇用形態の変容、高度情報化など、社 会経済情勢が急速に変化するとともに、人と人とのつながりの希薄化やライフ スタイルの多様化など、人々の暮らしの中にもさまざまな変化が生じています。 このような変化に対応し、柔軟で持続可能な社会を築くためには、男女がと もに、職場、学校、家庭、地域などの社会のあらゆる場面で、性別にかかわら



このため県では、平成 18 年に策定した「かがわ男女共同参画プラン(後期計画)」に沿って実 施してきた取組みの成果や課題を検証し、社会経済情勢の変化も踏まえ、平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間に取り組む施策の方向性と具体的な内容を示した「第 2 次かがわ男女共同参 画プラン」を策定しました。

このプランでは、「男女の人権の尊重」、「社会における制度又は慣行についての配慮」、「政策等 の立案及び決定への共同参画」、「家庭生活における活動と他の活動の両立」を基本理念として、「) 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革、Ⅱ)あらゆる分野における男女共同参画の推進、 Ⅲ)男女の人権の尊重を基本目標に、実効性・継続性のある取組みを重視し、本県の実態を踏まえ、 他の施策との連携を図りながら、施策を推進することとしています。さらに、仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)や地域における男女共同参画の推進など、新たな視点からの取組み を進めていくこととしています。

男女共同参画社会の実現は、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会をつくることです。 そのためには、県、市町、民間団体や企業等の連携と、県民一人ひとりの主体的な取組みとが組 み合わさって、社会全体で推進していくことが必要であり、皆様の一層のご理解とご協力をお願 いいたします。

プランの策定に当たり、県議会、男女共同参画審議会をはじめ、県民の皆様から貴重なご意見、 ご提言をいただきましたことに、深く感謝いたします。

平成 23 年 10 月

です。

香川県知事 浜田恵造

■目次

I 計	画の基本的考え方
1 計	画策定の背景
(1)	社会的背景
(2)	人々の意識
(3)	男女間の暴力の状況 7
2 =	ぃまでの取組み
3 計	画策定の趣旨9
4 計	画の性格と期間9
5 計	画策定の視点10
6 計	画の基本理念
7 計	画の基本目標
Ⅱ 計	画の内容
施策值	
基本目	
	信 1 男女共同参画社会 フ、りに同りた思識の改革 目標 1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革 ·············· 16
	目標 2 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
*** 基本!	
	目標 4 男女の仕事と生活の調和
	日標 5 雇用等の分野での男女の均等な機会と待遇の確保 ····································
	目標 6 農山漁村での男女共同参画の確立 ····································
	目標 7 高齢者や障害者が安心して暮らせる条件の整備30
	目標 8 国際的視点に立った男女共同参画の推進
	目標9 地域における男女共同参画の推進 ····································
基本[
	目標 10 女性へのあらゆる暴力の根絶
	日標 11 生涯を通じた女性の健康支援
	日標 12 メディアにおける女性の人権の尊重 ········44
	する指標 ····································
шж	7 0 11/1/1
皿 計	画 の推進 ··············49
Ⅳ 資	料
関連排	標
かがれ	男女共同参画プラン(後期計画 2006 ~ 2010)関連する数値目標等の状況
男女	同参画に関する国内外の動き
香川県	男女共同参画推進条例70
	同参画社会基本法74
	対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約78
	説(※専門用語などわかりにくい用語について解説しています。) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
香川県	男女共同参画審議会委員名簿93

I 計画の基本的考え方

I 計画の基本的考え方

1 計画策定の背景

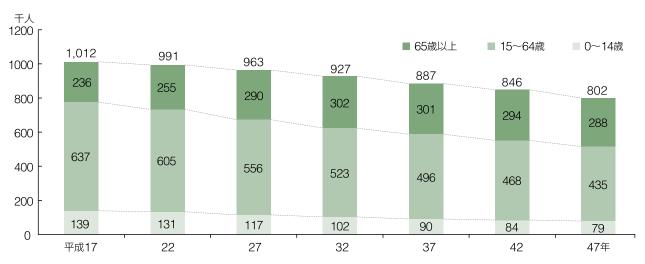
(1) 社会的背景

① 人口減少と少子高齢化の進展

本県の人口は、平成11年をピークに減少傾向が続いており、平成47年には80万人程度となると推計されています。また、その時点では、老齢人口(65歳以上)は、約36%まで増加することが予測されています。

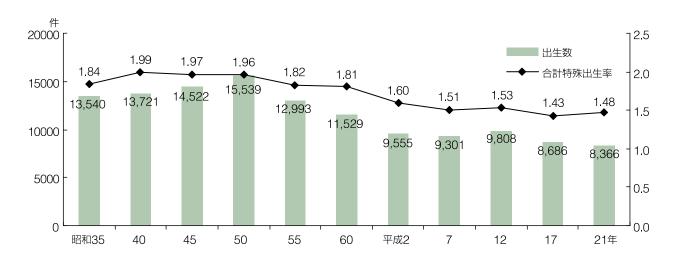
一方、本県の合計特殊出生率(一人の女性が一生の間に生む子どもの数の平均)は、平成21年で1.48と、全国の1.37を上回っていますが、人口を維持できる2.07前後の水準には及ばず、子どもを生む年代の女性が減少していることから、出生数は当面、低水準で推移するものと考えられています。

◇ 将来推計人口(香川県)



資料:国立社会保障・人口問題研究所「都道府県の将来推計人口」(H19.5 推計)

◇ 出生数と合計特殊出生率(香川県)



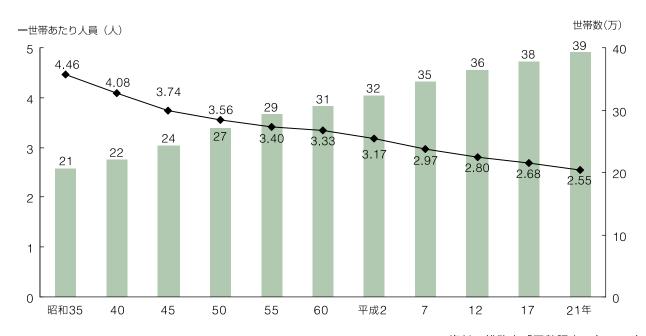
資料:厚生労働省「人口動態統計」

② 家族形態の状況

人口は平成12年から減少傾向にありますが、世帯数は増加しています。一方、一世帯当たりの世帯員数は年々減少しており、世帯の小規模化が進んでいます。

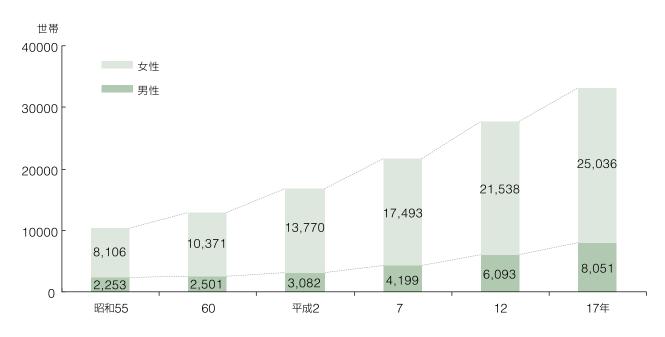
また、65歳以上の単身世帯が増加しており、特に女性で多くなっています。

◇ 一世帯あたり人員と世帯数(香川県)



資料:総務省「国勢調査」(~H17) 香川県「人口動態統計」(H21)

◇ 65 歳以上単身世帯数(香川県)



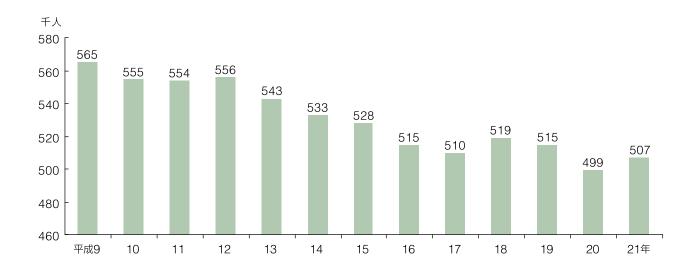
資料:総務省「国勢調査」

③ 雇用・労働情勢

少子高齢化の進展により、長期的には労働力不足が懸念される状況にあります。

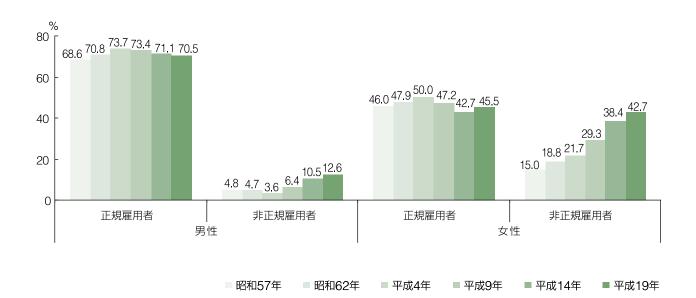
一方、有業者の従業上の地位を見ると、男女とも非正規雇用者の割合が増加しており、 特に女性では平成19年には4割を超えています。

◇ 労働力人口推移(香川県)



資料:総務省「労働力調査」

◇ 雇用形態割合(香川県)



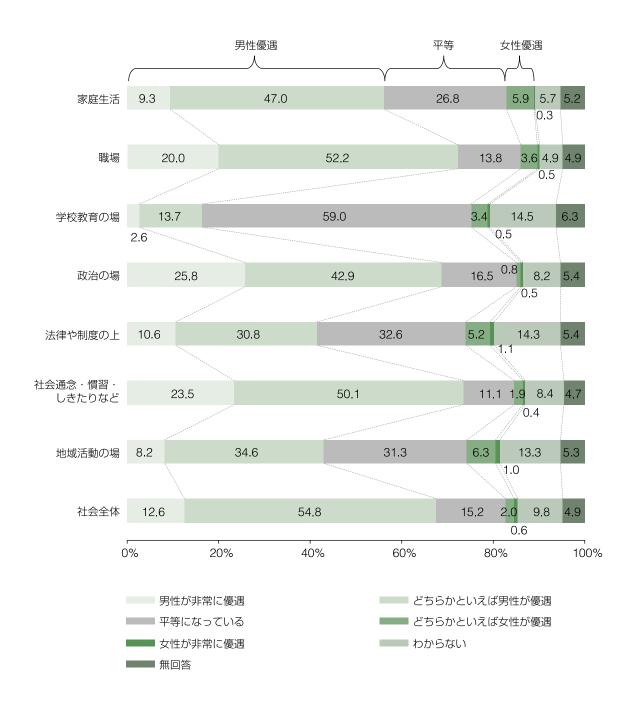
資料:総務省「就業構造基本調査」

(2) 人々の意識

平成21年度に実施した意識調査によると、男女の地位の平等感について、「学校教育の場」で「平等になっている」が最も多くなったのを除くと、各分野で男性優遇になっているとの回答が多くなっています。

特に、「職場」、「政治の場」、「社会通念・慣習・しきたりなど」、「社会全体」で、約7割の 人が男性優遇になっていると考えています。

◇ 各分野の男女の地位の平等感



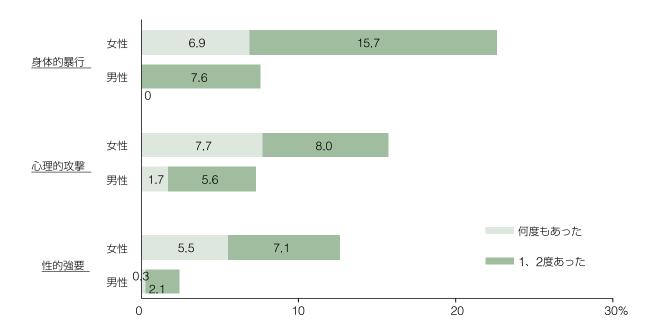
資料:香川県「男女共同参画社会に関する意識調査」(H21)

(3) 男女間の暴力の状況

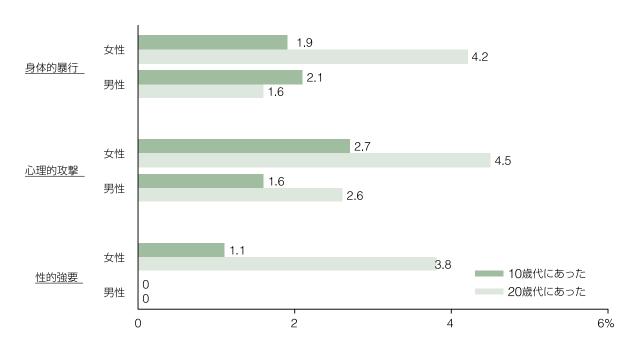
平成21年度に実施した意識調査によると、女性の約23%、男性の約8%が、配偶者から身体に対する暴行を受けたことがあると回答しています。

また、若い世代においても、交際相手からの暴力の被害が発生しています。

◇ 配偶者からの暴力の被害経験



◇ 交際相手からの暴力の被害経験



資料:香川県「男女共同参画社会に関する意識調査」(H21)

2 これまでの取組み

県では、平成 13 年に「かがわ男女共同参画プラン」を策定、平成 18 年に同計画を見直し、「かがわ男女共同参画プラン(後期計画)」を策定しました。「かがわ男女共同参画プラン(後期計画)」で設けた目標値の進捗状況は次のとおりとなっています。

基本目標及び重点目標		進捗状況			
基本日信及び里点日信	Α	В	С	D	_
「基本目標 I 〕男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革	2	2			
1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革		1			
2 男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育・学習の充実	2	1			
〔基本目標Ⅱ〕あらゆる分野における男女共同参画の推進	22	7	7	3	1
3 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	1	2			
4 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援	11	3	4	2	
6 農山漁村での男女共同参画の確立	4	1	1	1	
7 高齢者や障害者が安心して暮らせる条件の整備	6	1	2		1
〔基本目標Ⅲ〕男女の人権の尊重		1	1	1	2
10 生涯を通じた女性の健康支援	2	1	1	1	2
合 計	26	10	8	4	3

[※] 進捗状況は、平成 22 年度末現在で達成率が 100%以上のものを「A: 概ね順調に推移している」、100%未満 50%以上を「B: 一定程度進展している」、50%未満 0%超を「C: 少しは進展している」、0%以下を「D: 進展していない」としており、指標の見直しや統計の調査年等の関係で評価ができないものを「一」としています。

なお、各項目ごとの数値については、Ⅳ 資料に掲載しています。

「かがわ男女共同参画プラン(後期計画)」で目標値を設けた 51 項目のうち、約半数の 26 項目の達成率が 100%以上となっており、全体としては概ね順調に推移しています。

一方で、男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援、生涯を通じた女性の健康支援など、より一層の取組みが必要な課題もあり、今後も、男女共同参画社会の形成に向けて、積極的に取り組んでいくことが必要です。

3 計画策定の趣旨

男女共同参画社会とは、男女がともに、職場、学校、家庭、地域などの社会のあらゆる分野で、 性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる社会であり、男女共同参画社会の実現は、女 性にとっても男性にとっても生きやすい社会をつくることです。

このような社会の実現に向けて、男女それぞれが抱える課題に取り組み、社会の構成員として積極的にその役割を果たすとともに、家族を構成する男女が、家族の一人ひとりを尊重しながら大切にし、その一員としての役割を果たすことが必要です。

このため、国では、平成11年に制定された「男女共同参画社会基本法」に基づき、平成12年に「男女共同参画基本計画」を策定、その後、平成17年に第2次計画、平成22年に第3次計画を策定しました。

本県におきましても、平成 13 年に「かがわ男女共同参画プラン」を策定、平成 14 年に「香川県男女共同参画推進条例」を制定しました。その後、平成 18 年に「かがわ男女共同参画プラン(後期計画)」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けてさまざまな施策を実施してきました。「第 2 次かがわ男女共同参画プラン」は、これまでの取組みを検証し、少子高齢化の一層の進展、産業構造の変化、家族形態やライフスタイルの多様化など、社会経済情勢の変化を踏まえて、男女共同参画社会の実現に向けた施策の方向性と具体的な施策を取りまとめています。

4 計画の性格と期間

この計画は、男女共同参画基本法第 14 条に基づく都道府県男女共同参画計画であるとともに、 香川県男女共同参画推進条例第 8 条に基づく男女共同参画計画として位置づけるものです。

この計画の期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間とします。

5 計画策定の視点

本計画は、次の4つの視点に留意して策定しています。

(1) 実効性

少子高齢化が一層進展し、人々のライフスタイルが多様化する中で、これらの変化に対応し、 柔軟で持続可能な社会を築くためには、多様な人材の活用や多様な視点の導入が必要である ことから男女共同参画の推進は必要不可欠なものとなります。

これまで男女共同参画に関心の薄かった人々へのアプローチや、地域における課題解決に 向けた実践的活動の支援など、より実効性のある取組みを重視しています。

(2) 継続性

本県における男女共同参画は一定の進展が図られているものの、女性の参画の促進や「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」の実現、女性に対する暴力の根絶など、依然として多くの課題が残されているため、これまでの取組みを検証し、継続性のある取組みを重視しています。

(3) 本県の実態への配慮

少子高齢化の急速な進行、グローバル化の進展や経済の長期にわたる停滞など、我が国を 取り巻く環境は大きく変化しています。また、雇用形態の変化、世帯の小規模化や人間関係 の希薄化など、人々の暮らしの中にもさまざまな変化が起こっています。

さらに、本県においては、国に先行して人口減少社会を迎えていることや、全国と比べ、 男女の役割分担について「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に賛成 する人の割合が高いこと、20 代から 30 代の女性の有業率が高いことなどの特徴があること から、これらの本県の実態を踏まえた計画にしています。

(4) 関連施策との連携

男女共同参画の推進に当たっては、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」や「子ども・子育て支援」、「子ども・若者育成支援施策」、「人権施策」などの関連施策との密接な連携を図ります。

6 計画の基本理念

香川県男女共同参画推進条例第3条に定める次の4つの基本理念を計画の基本理念とします。

(1) 男女の人権の尊重

男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による 差別的取扱いを受けないこと、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されることそ の他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(2) 社会における制度又は慣行についての配慮

男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担意識等に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

(3) 政策等の立案及び決定への共同参画

男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(4) 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職場、学校、地域その他の家庭以外の社会における活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

7 計画の基本目標

基本目標 I 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革

男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度または慣行について配慮することを基本理念としており、これまで男女平等の視点に立った法律や制度が整備されてきました。しかし、男女の地位の平等感については、依然として多くの人が、社会のさまざまな分野で男性優遇となっていると考えています。

男女の不平等感を解消し、男女がともに個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するためには、 性別だけを理由に、個人の意思に反して役割を固定的に決めつけるのではなく、それぞれの個人や 家族の主体的な選択が尊重され、男女のいずれもが多様なライフスタイルを選択できることが必要 です。

このため、社会制度や慣行などの中に差別や不平等な役割分担が認められ、それが個人の個性と能力の発揮を阻害すると考えられる場合には、社会全体で議論し、社会的合意を得ながら見直しを進めていくような気運を醸成していきます。

また、学校や地域、家庭において男女共同参画を推進するとともに、主体的に進路を選択する力を身につけるような教育・学習を推進します。

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

男女共同参画の推進に当たっては、男女が、社会の対等な構成員として社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、また、男女が相互に協力しながら家族の一員としての役割を円滑に果たし、家庭生活とその他の活動の両立が図られるようにすることが重要です。

このため、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大や人材育成を進めるとともに、男女の 仕事と生活の調和や、雇用等の分野での男女の均等な機会と待遇の確保を図ります。また、農 山漁村での男女共同参画の確立や、少子高齢化が進展する中でますます重要となる高齢者や障 害者が安心して暮らせる条件の整備を進めます。さらに、グローバリゼーションが進展する中 で国際的視点に立った男女共同参画や、重要性が高まっている防災分野を含め、地域における 男女共同参画を推進するなど、あらゆる分野における男女共同参画を推進します。

基本目標Ⅲ 男女の人権の尊重

男女共同参画社会基本法は、男女の人権が尊重される社会を実現することが緊急かつ重要であるとしており、「男女の人権の尊重」は、男女共同参画社会を形成する上でその根底をなす基本理念です。

特に、女性への暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることから、男女の置かれている社会構造を鑑みて、女性へのあらゆる暴力の根絶に早急に取り組みます。また、女性は、妊娠や出産ができる仕組みを身体に持ち、特に健康上の配慮を必要とするため、生涯を通じた女性の健康支援に取り組みます。さらに、メディアが多様化する中で、女性や子どもの人権を侵害するような情報の流通が社会問題となっていることから、メディアにおける女性の人権の尊重に取り組みます。

Ⅱ 計画の内容

■ 施策体系

基本目標	重点目標	施策の方向
I 男女共同参画社会 づくりに向けた意	■男女共同参画の視点に 立った社会制度・慣行 の見直し、意識の改革	(1) 広報·啓発活動の推進 (2) 男女共同参画に関する情報の収集·整備·提供
識の改革	2男女共同参画を推進し 多様な選択を可能にす る教育・学習の充実	(1) 男女共同参画を推進する教育·学習 (2) 多様な選択を可能にする教育·学習機会の充実
	3 政策・方針決定過程へ の女性の参画の拡大	(1) 政策·方針決定過程への女性の参画の促進 (2) 人材の養成と情報・資料の収集・整備・提供
	4男女の仕事と生活の調和	(1) 仕事と生活の調和の実現 (2) 地域における子育てや介護支援の充実
Ⅱ あらゆる分野にお	5 雇用等の分野での男女 の均等な機会と待遇の 確保	(1) 雇用の分野での男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進(2) 働く男女の健康管理対策の推進(3) 多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にする雇用環境等の整備
ける男女共同参画の推進	6 農山漁村での男女共同 参画の確立	(1) 女性の主体的な経営参画促進 (2) 政策・方針決定過程への女性の参画促進 (3) 女性・高齢者が働きやすく活動しやすい環境づくり
	7高齢者や障害者が安心 して暮らせる条件の整備	(1) 高齢者や障害者の自立と社会参画の促進 (2) 高齢者や障害者をみんなで支える社会の構築
	8国際的視点に立った男 女共同参画の推進	国際的視点に立った男女共同参画の推進
	9地域における男女共同 参画の推進	地域における男女共同参画の推進
Ⅲ 男女の人権の尊重	10女性へのあらゆる暴力の根絶	 (1) 女性への暴力を根絶するための基盤づくり (2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進 (3) 性犯罪への対策の推進 (4) 子どもに対する性暴力の根絶に向けた対策の推進 (5) 売買春への対策の推進 (6) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進 (7) ストーカー行為等への対策の推進
	11生涯を通じた女性の健 康支援	生涯を通じた女性の健康支援
	12メディアにおける女性 の人権の尊重	メディアにおける女性の人権の尊重

[※]計画の基本理念を施策に具体化するため、3つの基本目標のもとに、12の重点目標を掲げ、施策を体系化しています。

[※]施策の内容は、重点目標ごとに、「現状と課題」、「施策の方向」、「県民に期待すること」等として記述しています。

[※]この計画では、男女共同参画の進捗状況を表すため、関連の深い項目を選び、基本目標ごとに「目標とする指標」として掲げています。 ※専門用語などわかりにくい用語については、Ⅳ 資料「用語解説」をご覧ください。

■ 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革

重点目標1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

■ 現状と課題

平成21年度に実施した「男女共同参画社会に関する意識調査」によると、男女の地位の平等感については、依然として多くの人が、社会のさまざまな分野で男性優遇となっていると考えています。また、男女の役割分担については、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に賛成する意見が反対意見を上回っています。

男女の役割分担にはさまざまな形態があり、それが、それぞれの個人や家族が、主体的に選択したものであれば尊重されるべきものですが、性別だけを理由に、その役割分担を望まない人にまで押しつけることは、生き方について選択肢を狭め、不平等感を生むことにつながるおそれがあります。

人間には生まれついての性別だけでなく、社会通念や慣習の中に、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」といった社会的性別(ジェンダー)があると考えられています。これらの中には、「男は仕事、女は家事・育児」、「男性は主要な業務、女性は補助的な業務」というように、性別だけを理由に固定的に役割を決めつけてしまうことで、個人の個性と能力の発揮を阻害したり、女性のみならず男性の行動をも制約してしまうおそれのあるものもあります。

男女の不平等感を解消し、男女がともに個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するためには、性別だけを理由に、個人の意思に反して役割を固定的に決めつけるのではなく、それぞれの個人や家族の主体的な選択が尊重され、男女のいずれもが多様なライフスタイルを選択できることが必要です。

そのためには、家庭や地域、職場などさまざまな場で、社会制度や慣行などの中に差別や不平 等な役割分担が認められ、それが個人の個性と能力の発揮を阻害すると考えられる場合には、社 会全体で議論し、社会的合意を得ながら見直しを進めていく必要があります。

■ 施策の方向

(1) 広報・啓発活動の推進

- ① 社会制度や慣行などの中に、性差別、個人の個性と能力の発揮を阻害する性別による固定的な役割分担や偏見などがないか見直す意識の定着に向けて広報・啓発を行います。また、男女共同参画の理念や社会的性別(ジェンダー)の視点の定義について、誤解の解消に努め、また、恣意的な運用や解釈が行われないよう、わかりやすい広報・啓発に努めます。
- ② 家庭・地域・職場などにおける男女共同参画社会の将来像について、できる限りわかりやすく具体的な広報・啓発に努めます。特に、男性にとっての男女共同参画社会の形成の意義と責任や、地域、家庭などへの男性の参画を重視した広報・啓発を推進するとともに、子どもや若者世代に対しても、男女共同参画の必要性について広報・啓発に努めます。
- ③ 関係法令や国際規範・基準の周知に努めます。
- ④ 男女共同参画に関する考え方や悩みなどについて、男女ともに相談できる相談体制の充実に努めます。

施策	内容	担当部局
広報・啓発活動の 推進	 広報・啓発誌の作成・配布 「男女共同参画週間」、「人権週間」、「農山漁村女性の日」の実施 男女共同参画を推進するイベントの開催と講師派遣 かがわ男女共同参画推進員の活動促進 「男女共同参画社会基本法」、「香川県男女共同参画推進条例」、「第2次かがわ男女共同参画プラン」などの周知 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(以下「女子差別撤廃条約」という。)」などの国際規範・基準の普及啓発 	総務部 総務部 農政水産部 総務部 総務部 総務部
相談体制の充実	● 男女共同参画に関する総合的な相談体制の充実	総務部

(2) 男女共同参画に関する情報の収集・整備・提供

- ① 随時、県民意識や男女の置かれている状況などについて調査研究を行います。
- ② 男女共同参画施策の実施状況の把握を行うとともに、先進的な取組事例などの情報収集を行います。
- ③ 男女共同参画を効果的に推進するために、情報提供や分析、啓発、相談、研修などの機能の充実に努めます。

施策	内容	担当部局
調査研究の実施	● 県民意識の把握● 男女共同参画に関する情報の収集	総務部 総務部
統計情報などの 充実	男女共同参画に関するデータブックの整備ライブラリーの充実	総務部 総務部
情報の提供	男女共同参画に関する情報の提供男女共同参画に関するホームページの充実	総務部 総務部

■ 県民に期待すること

· 社会の慣習やしきたりの中にある男女の不平等に気づき、見直していく。

■ 市町に期待すること

・ 男女共同参画計画に基づき、男女共同参画の推進に向けて、地域の実情に合った取組みを 積極的に進める。

重点目標2 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

■現状と課題

男女共同参画社会を実現するためには、男女がともに自立して個性と能力を発揮し、社会形成に参画する必要があり、その基礎となるのが教育・学習です。人権尊重を基盤とした男女共同参画についての理解を深めるために、学校、家庭、地域など社会のあらゆる分野において、男女共同参画を推進する教育・学習の充実を図ることが重要です。

男女がそれぞれの個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野に参画していくためには、 各人がみずからの生き方、能力、適性を考え、主体的に進路を選択する能力と態度を身につける よう、キャリア教育の推進や生涯学習を促進する必要があります。

■ 施策の方向

(1) 男女共同参画を推進する教育・学習

- ① 学校教育においては、自主・自律の精神や社会の一員としての自覚と態度を養うとともに、 一人ひとりが豊かな人権感覚を持ち、人権についての的確な思考力や判断力を身につける ことができるよう、人権の尊重や男女共同参画に関する理解と認識を深め、課題解決のた めに積極的に行動しようとする意欲や態度を育成します。
- ② 男女が生涯を通じて個人の尊厳や男女共同参画の意識を高めるとともに、家庭生活の大切さを認識させるような社会教育に取り組みます。
- ③ 子育て中の親などを対象とした家庭教育に関する学習機会の提供や、子育てに悩みや不安を抱える親に対する相談体制の充実を図ります。
- ④ 教職員が男女共同参画の理念を理解し、男女共同参画意識を高め、児童生徒一人ひとりの個性と能力を尊重する教育を推進するための研修を充実するとともに、その他の教育関係者に対しても、さまざまな機会をとらえ、男女共同参画についての意識啓発に努めます。

施策	内容	担当部局
学校教育の充実	● 学校教育全体を通じた指導の充実	教育委員会 総務部
社会教育の推進	総務部 教育委員会 教育委員会 教育委員会	
教育関係者の 意識啓発	教職員を対象とする研修保育関係者の意識啓発	教育委員会 総務部 健康福祉部 総務部

(2) 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実

- ① 学校教育においては、望ましい勤労観や職業観を育て、自己の個性を理解し、将来の社会的、職業的自立の基盤となる資質、能力、態度を育成します。
- ② 児童生徒が自己の適性や希望に合った進路が選択できるよう、主体的な進路の選択と将来設計にかかわる指導を実施します。
- ③ 男性も女性も個性と能力を十分に発揮し、多様な選択を可能にするために、一人ひとりが、みずからの意思で、いつでも自由に学習機会を享受することができる学習機会の提供に努めます。
- ④ 地域コミュニティを基盤とした活動の場づくりに努め、青少年の社会参加活動を促進します。

施策	内容	担当部局
学習活動の充実	● 多様なキャリアを形成することを支援する教育の充実 ● 青少年の社会参加活動の促進	教育委員会 総務部 総務部
進路指導の充実	● 進路指導の充実● 就職支援の充実	教育委員会 総務部 教育委員会 総務部
生涯学習の促進	● 学習機会の提供● 学習情報の提供	教育委員会 教育委員会

■ 市町に期待すること

- ・キャリア教育の推進を図る。
- ・ 県民のニーズに対応した学習機会を提供する。

■ 基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

重点目標3 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

■ 現状と課題

将来にわたり持続可能で多様性に富んだ活力ある社会を構築するためには、多様な人材の活用、 多様な視点の導入、新たな発想を取り入れることが必要であり、あらゆる分野で女性の参画を進めていくことが求められます。また、社会における構成員の意思を公正に反映するためにも、その半数を占める女性が政策・方針決定過程へ参画することはきわめて重要です。

県では、審議会などの委員への女性の参画の促進に取り組んだ結果、女性委員の割合は年々増加し、女性のいない審議会は解消されました。また、県の管理職に占める女性の割合についても徐々に増加していますが、なお一層登用を進める必要があります。さらに、企業や各種団体などにおいても、意思決定過程への女性の参画が一層求められます。

このため、県や市町が率先して政策・方針決定過程への女性の参画を拡大し、管理職への女性 の積極的登用を図るとともに、企業や各種団体などに対しても女性の登用を働きかけ、社会のあ らゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を図る必要があります。

そのためには、女性自身の意識や行動の改革も必要であり、女性自身が意識を高め行動することの必要性について啓発するとともに、男性とともにさまざまな分野へ参画し、リーダーとして責任を果たせる人材を養成する必要があります。

■ 施策の方向

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の促進

① 2020年(平成32年)までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう、各分野の取組みを進めます。

県の審議会等委員への女性の参画については、平成27年度末までに概ね40%以上にすることを目標とし、男女を問わず、人材を幅広く活用するという観点から適任者の登用を進めます。

- ② 男女が、社会の対等な構成員として、政策・方針の立案や決定に共同して参画する機会が確保されるよう、新たな積極的改善措置(ポジティブ・アクション)について研究します。
- ③ 県職員や教職員について、平等取扱いと成績主義の原則に基づきながら、男女の機会均 等の確保と職域の拡大により、女性職員の管理・監督者への登用を推進します。
- ④ 市町には審議会等委員への女性の登用や女性職員の管理・監督者への登用を推進するよう要請します。また、企業や各種団体などにも女性の登用を働きかけます。

施策	内容	担当部局
県の審議会等委員 への女性の参画の 促進	女性委員の割合の定期的把握と改選時期を踏まえた女性委員登用の個別的要請団体推薦と職務指定による委員選任のあり方の見直し	総務部総務部
女性県職員・教職員 の登用などの推進	● 女性県職員の職域拡大と管理・監督者への登用の推進● 学校管理職への女性の登用の推進	総務部 教育委員会
市町・各種団体などでの取組みの要請	市町での審議会委員への女性の登用や女性職員の職域 拡大と管理・監督者への登用推進の要請企業や各種団体などへの啓発	総務部

(2) 人材の養成と情報・資料の収集・整備・提供

- ① 男女共同参画を進めていくための女性リーダーを養成します。
- ② 女性の人材に関する情報について、個人情報の保護に配慮しつつ、情報を適切に提供できる体制を充実します。また、女性団体などの協力のもと、新たな人材の発掘や育成に努めます。

施策	内容	担当部局
人材の養成	● 女性リーダーの養成	総務部
女性の人材に関す る情報の収集・整 備・提供	● 人材に関するデータベースの整備	総務部

■ 県民に期待すること

- · 女性自身が、あらゆる分野の活動において意思決定過程へ積極的に参画していく。
- · 身近で行われる研修会などに積極的に参加する。
- ・ 女性自身が、リーダーとして参画できる機会を積極的に生かす。

■ 事業者に期待すること

・ 意思決定過程への女性の登用を推進する。

■ 市町に期待すること

- ・女性の参画の拡大を図るため、審議会等委員への女性の登用目標値を設定する。
- ・ 職域拡大などにより、女性職員の管理・監督者への登用を推進する。
- · 女性リーダーが活躍できる場を提供する。

重点目標 4 男女の仕事と生活の調和

■ 現状と課題

長時間労働を前提とした従来の働き方を見直し、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を実現することは、人々の健康を維持し、趣味や学習、地域社会への参画などを通じた自己実現を可能にするとともに、育児・介護を含め、家族が安心して暮らし、責任を果たしていくうえで重要なことです。また、企業にとっては、少子高齢化が進展する中で優れた労働力を確保し、生産性を向上させるなどのメリットがあり、経済社会の持続可能な発展のためにも必要なことです。

本県では、全国と比べて妊娠・子育て期を通じて就労している女性の割合が高く、その割合も上昇傾向にありますが、家事や育児などが依然として女性に偏っている現状があります。一方、男性は仕事中心の生活となっていて、家庭や地域へ参画できていない現状もあります。また、家庭と地域社会との結びつきが希薄になりつつある中で、子育て家庭における育児の孤立感、負担感や不安感が高まっています。さらに、高齢化の進展に伴い介護を必要とする方が増加する中、女性による介護や老々介護の問題は十分には改善されていません。

このため、一人ひとりが仕事と生活の調和の実現に取り組むとともに、仕事と家庭を両立できる雇用環境を整備し、社会全体で働き方の見直しを進めていく必要があります。また、多様化するニーズを踏まえ、すべての子育て家庭が安心して子育てができる環境づくりを進めることや、介護により家族が過重な負担を強いられることがないよう、介護保険制度などを着実に実施していくことが必要になっています。

■ 施策の方向

(1) 仕事と生活の調和の実現

- ① 労働者が男女を問わず、長時間労働などを前提とした従来の働き方を見直し、仕事と生活の調和の実現に取り組むことの必要性や意義などについて広報・啓発に努めます。特に、男性が職場中心の意識やライフスタイルを見直し、男女がともに家庭生活に関われるよう、広報・啓発や学習機会の提供などに努めます。
- ② 企業に対して、経営者や管理職を含めた職場の意識改革を促し、職場優先の組織風土の見直しや育児・介護休業を取得しやすい職場環境の整備などについての理解を求めます。また、仕事と生活の調和の実現に向けた制度の定着のための広報・啓発を行うとともに、仕事と家庭を両立できる職場環境づくりを積極的に進める事業所の社会的評価を高める取組みを推進します。
- ③ 県職員や教職員が仕事と生活を調和させることができるよう、各種制度の周知や意識改革などに努めます。

施策	内容	担当部局
広報・啓発活動の推進	 仕事と生活の調和に関する広報・啓発 男女共同参画の意識を定着させるための広報・啓発 「家庭の日」の一層の普及 家庭教育に関する学習機会の充実と父親の参加支援 父親の子育て意識の醸成と両親学級などの開催の促進 子育てや介護を行う労働者に対する相談・情報提供 	商工労働部 総務部 総務部 教育委員会 健康福祉部 商工労働部
企業の取組みの促進	 所定外労働の短縮や年次有給休暇の取得などの促進に向けた広報・啓発 常勤労働者 100 人以下の中小企業に対する一般事業主行動計画策定の働きかけや育児・介護休業制度の定着促進のためのアドバイザーの派遣 育児・介護休業など仕事と子育て・介護の両立を支援する諸制度の広報・啓発 子育て行動計画策定企業認証マークの交付 	商工労働部 商工労働部 商工労働部 商工労働部
県における取組み の推進	● 子育て応援企業の表彰● 育児休業など子育てに関連する各種制度の周知、県職員と教職員の意識改革、業務の合理化の推進	商工労働部 総務部 教育委員会

(2) 地域における子育でや介護支援の充実

- ① 行政、関係団体、地域団体、子育てボランティア、NPOなどが連携するネットワークの 充実を図ります。
- ② 地域全体での子育て支援の基盤を形成するため、地域のすべての子育て家庭を支援する拠点の充実を図ります。また、ニーズに応じた保育所の入所定員の見直しや弾力的運用を行い、待機児童の解消を図るとともに、就労形態の多様化に対応した保育サービスの充実に努めます。
- ③ 昼間、保護者が家庭にいない就学児童の健全育成を図るため、放課後児童クラブの設置を促進します。また、放課後児童健全育成事業を実施するための施設の整備の促進に努めます。
- ④ ひとり親家庭が自立を図り、安心して子どもを育てることができるよう、関係機関と連携し、相談・情報提供機能、子育て・生活支援、就業支援や経済的支援の充実を図ります。
- ⑤ 家事や育児などに対する男女共同参画意識を醸成し、社会全体で子育て支援ができるよう広報・啓発に努めます。
- ⑥ 介護が必要となった高齢者の特性やニーズに応じた、保健·医療·福祉サービスや介護サービスなどの充実に努めます。【7 (2)再掲】

施策	内容	担当部局
子育て支援のネット ワークの充実	社会全体での子育て支援ネットワークの充実乳幼児期からの健康に配慮した食育に関するネットワークづくり	健康福祉部健康福祉部
	● 相談・援助体制の充実	健康福祉部
	● つどいの広場、ファミリー・サポート・センターの設置促進● 子育て支援総合コーディネーターを配置する市町の取	健康福祉部
	組みの促進	
地域における子育て	● 待機児童の解消● 延長・休日保育、一時預かり、病児・病後児保育など	健康福祉部健康福祉部
支援サービスの充実	の保育サービスの充実 相談助言体制づくりの促進保育士専門研修保育所・幼稚園における地域子育て支援サービスの充実	健康福祉部 健康福祉部 健康福祉部
	● 保育環境の計画的な整備促進● 障害児の療育体制の充実	教育委員会健康福祉部健康福祉部
放課後児童の 健全育成の充実	 放課後児童クラブの設置促進 子どもの居場所づくりの推進 放課後子ども教室の推進	健康福祉部 健康福祉部 教育委員会
ひとり親家庭の 自立支援	 母子自立支援員などによる相談 保育所優先入所 養育費の確保に向けた支援 ひとり親世帯の県営住宅への優先入居 母子家庭等就業・自立支援センターなどにおける支援 母子寡婦福祉資金の貸付けと児童扶養手当の給付 	健康福祉部 健康福祉部 生木部 健康福祉部 健康福祉部
社会全体での子育て 支援体制の充実	家事や育児などに対する男女共同参画意識の醸成「みんな子育て応援団」体制の推進「みんなで子どもを育てる県民運動」の推進	総務部 健康福祉部 総務部
質の高い保健・医療 サービスの提供 【7(2)再掲】	国保総合保健施設の整備救急医療の確保へき地における医療の確保と保健相談	健康福祉部 健康福祉部 病院局 健康福祉部 病院局
介護保険制度などの サービスの充実 【7(2)再掲】	介護サービスの基盤づくり利用者本位のサービス提供の推進適正な介護保険制度の運用	健康福祉部 健康福祉部 健康福祉部

■ 県民に期待すること

- · 男女がともに仕事と生活の調和の実現のために、家庭や地域の中で積極的な役割を果たす。
- ・ すべての子育て家庭を社会全体で支援し、地域の子育て力を再生し、みんなが次世代育成 支援に参加する。

■ 事業者に期待すること

・ 一般事業主行動計画を策定するとともに、仕事と家庭の両立ができる職場環境づくりのため、長時間労働の抑制に対する取組みや多様な働き方などの導入に努める。

■ 市町に期待すること

- ・ 地域の子育て・介護支援体制など地域社会で支えるしくみをつくる。
- ・ 市町行動計画に基づき、次世代育成支援施策を推進する。

重点目標 5 雇用等の分野での男女の均等な機会と待遇の確保

■ 現状と課題

雇用の分野においては、男女の均等な機会と待遇の確保を図るための法律や制度の整備が行われてきましたが、現実には、採用時や配置、昇進時の男女の不平等などが見られます。また、給与の額も女性は男性の7割程度にとどまっているなど、依然として課題が残っています。

このため、働く女性が、男性とともにその能力を十分に発揮できるように、雇用の分野で男女の均等な機会と待遇が確保されるとともに、女性の能力発揮のための企業の積極的な取組み(ポジティブ・アクション)を促す必要があります。

また、職場において健康が確保される環境を整備することは、男女を問わず、その能力発揮と生涯を通じた健康確保の観点から重要な課題です。

さらに、労働者が多様で柔軟な働き方を選択でき、それぞれの働き方に応じた適正な労働条件が確保されるとともに、商工業などの自営業や起業などの分野においても、男女が均等な機会の下でその能力を発揮できるための支援が求められています。

■ 施策の方向

(1) 雇用の分野での男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進

- ① 男女雇用機会均等法の趣旨の周知を図り、法がより確実に遵守され定着するよう努めます。
- ② 雇用の分野で男女の均等な機会が確保され、その能力を十分に発揮できる環境づくりや女性の能力発揮のための積極的取組み(ポジティブ・アクション)についての気運の醸成を図ります。
- ③ 休業期間中を含め、職業生涯を通じたキャリア形成を支援するため、専門的な相談支援 を行う制度の普及促進に努めます。

施策	内容	担当部局
男女雇用機会均等 法の履行確保	男女雇用機会均等の確保の促進企業での女性の能力発揮のための積極的取組み(ポジティブ・アクション)に対する気運の醸成	商工労働部 商工労働部
キャリア形成に向 けた支援	● 一人ひとりが主体的なキャリア形成を図るための専門 的な相談支援を行う制度の普及促進	商工労働部

(2) 働く男女の健康管理対策の推進

① 労働基準法や男女雇用機会均等法の労働者の健康管理に関する規定を事業主が遵守するよう、広報・啓発に努めます。

施策	内容	担当部局
働く男女の健康管 理対策の推進	 ● 労働基準法、男女雇用機会均等法とその指針の周知の ための広報・啓発	商工労働部

(3) 多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にする雇用環境等の整備

- ① 広報誌などを通じて労働関係法や制度を周知し、短時間労働者の雇用管理の改善などについて気運の醸成を図ります。
- ② 出産や子育て期を経て女性が就業継続できるよう、育児休業を取得しやすい雇用環境の整備を促進します。さらに、退職した女性の再就職の機会を確保するため、再雇用制度の普及啓発に努めるとともに、県立高等技術学校に、再就職を希望する女性のニーズにも対応した訓練科目を設置するなどの支援を行います。
- ③ 商工業に従事する女性の経営能力や技能の向上を図るため、商工団体が取り組む研修会の開催などへの支援を行います。
- ④ 県内で新たに事業を開始する際に、必要な設備・運転資金を融資します。

施策	内 容	担当部局
パートタイム労働対 策の総合的な推進	●「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(以下「パートタイム労働法」という。)と指針の周知のための広報・啓発	商工労働部
再就職に向けた支援	事業主に対する再雇用制度の普及啓発再就職希望者への支援制度の周知県立高等技術学校において、受講者のニーズに対応した訓練科目の設置休職中の一時預かり事業についての周知	商工労働部 商工労働部 商工労働部 健康福祉部
自営業などに従事 する女性への支援	経営に必要な知識や技術の習得を図るための研修会、 講習会の開催労働関係法規などの周知、情報提供の促進	商工労働部
女性起業家への支援	● 創業のための資金融資	商工労働部

■ 事業者に期待すること

- ・ 男女雇用機会均等法などを遵守し、女性の能力開発のための積極的取組み(ポジティブ・アクション)を推進するとともに、募集、採用、配置、昇進などあらゆる面で男女の差別的取扱いをしない。
- · 職場における労働者の健康管理に努める。
- 「パートタイム労働法」などの労働者保護法令を遵守する。
- ・離転職希望者の再就職のための教育・訓練などに配慮する。

■ 市町に期待すること

雇用の分野での男女の均等な機会と待遇の確保に向けて、関係法令とその趣旨を周知する。

重点目標 6 農山漁村での男女共同参画の確立

■ 現状と課題

本県の農業就業者の約半数が女性であるなど、農山漁村において女性は産業の担い手として大きな役割を果たしています。しかし、その経営に携わる女性はまだ少なく、労働報酬を得ないまま働いている場合も多く、経済的にも不安定な状況にあります。

このため、女性が生きがいや働きがいを持って農林水産業に従事するためには、女性の主体的な経営への参画と、報酬等の安定化を図ることが、より重要となっています。近年、経営の一部門を担う女性起業の取組みも増えていますが、現在のところ、零細な経営も多いため、今後は発展段階に即した経営基盤づくりと、6次産業化などへ向けた段階的な支援展開が必要となっています。

また、農山漁村における女性は、社会参画の場面では、依然として補助的な立場におかれています。女性の能力を十分に活用し、活力ある地域づくりを進めるためには、政策・方針決定過程に参画する女性の割合を高めるとともに次世代リーダーを育成する必要があります。

さらに、家事・育児・介護などに関わる女性の負担を軽減し、仕事と生活の調和の実現を図る とともに、高齢化が進展する中で、安全で快適な作業環境の整備も重要な課題となっています。

■ 施策の方向

(1) 女性の主体的な経営参画促進

- ① 仕事と生活の調和を考慮した営農(漁)活動が実践され、経営面における女性の役割が適正に評価されるよう、あらゆる機会を通して啓発を行います。
- ② 女性が経営に参画できるルールづくりを促進するとともに、女性の能力向上のため、研修・交流の場を提供します。
- ③ 加工技術の研修や情報提供を行うとともに、加工品の販路拡大やブランド化などにより、 女性起業活動や6次産業化の取組みを支援します。

施策	内容	担当部局
パートナーシップ	● 家族経営協定などのツールを活用した営農(漁)活動 の充実	農政水産部
経営の確立	● 共同申請などによる認定農業者への誘導● パートナーシップセミナー、情報交換会の開催	農政水産部 農政水産部
経営の多角化に向けた女性起業活動の	● 経営管理講座、商品力向上のための講習会、交流会などの開催と情報提供	農政水産部
促進	● 女性起業家のネットワーク化、6次産業化に向けた連携支援	農政水産部

(2) 政策・方針決定過程への女性の参画促進

- ① 農林水産業の振興や地域づくりに女性の声が反映できるよう、県の審議会等委員への女性の参画を拡大するとともに、市町などに農業委員への女性の参画目標の設定を働きかけます。
- ② 農業士や指導漁業士の認定や女性組織の実践活動の促進、研修や情報交換の場づくりなどを通して、女性リーダーの育成を図ります。

施策	内容	担当部局
地域の方針決定過程 への女性登用支援	● 各種審議会委員への推薦● 農業委員の選任について関係団体への働きかけ	農政水産部 農政水産部
農山漁村女性リーダーの育成		農政水産部農政水産部

(3) 女性・高齢者が働きやすく活動しやすい環境づくり

- ① 高齢化の進展を見据え、女性・高齢者が働きやすい就業条件や、安全で快適な作業環境 の整備を進めます。
- ② 女性・高齢者の優れた知識や技術の円滑な継承促進と、集落営農や起業化など多彩な地域活動を支える組織や人づくりを支援します。

施策	内容	担当部局
農山漁村を支える	● 女性起業グループなどの交流促進	農政水産部
多彩な女性・高齢	● 集落営農や消費者交流活動の取組み支援	農政水産部
者活動の充実	● 高齢化の進展に配慮した安全な作業環境の整備	農政水産部

■ 県民に期待すること

女性みずからの社会参画能力を向上し、政策・方針決定過程に積極的に参画する。

■ 事業者に期待すること

- ・ 定期的に経営状況や、仕事の役割分担を見直し、仕事と生活の調和に配慮した営農(漁) 活動を実践する。
- ・ 地域の先進事例などを参考に、みずからが働きやすい就業条件や環境を再考し、生活面や 地域を支える活動に積極的に参画する。

■ 市町に期待すること

- ・ 農業改良普及センターなどと連携を深めながら、認定農業者制度などの活用や、女性の経営能力向上のための学習の場、ネットワークづくりを支援する。
- ・市町の農林水産関係審議会などへの女性の参画の拡大に取り組む。

重点目標 7 高齢者や障害者が安心して暮らせる条件の整備

■ 現状と課題

本県の65歳以上の人口比率は平成21年10月現在約25%で、そのうち75歳以上の後期高齢者の約6割が女性となっています。このような超高齢社会においても、高齢者の8割以上の人は介護を必要としない自立した高齢者であり、さらに、平成27年までに65歳に到達する団塊の世代は、多様な価値観を生み出してきた世代であり、老後の生きがいや社会参加の機会に対しても、さまざまなニーズが予想されます。

一方、高齢化の進展に伴い介護を必要とする方も増加しており、介護保険制度の導入から10年 が経過した現在でも、女性による介護や老々介護の問題は十分には改善されていません。

さらに、本県の障害者数も増加傾向にあり、障害の重度化、高齢化の傾向が顕著となっています。 このため、高齢期や障害のある男女が安心していきいきと暮らせるために、男女がともに社会 を支える一員として、知識や経験、能力を生かして仕事を持ったり、地域社会に参加・貢献でき ることが必要です。

また、女性が介護を担うべきという意識を是正し、家族がみんなで介護に関わる意識を持つとともに、家族が過重な負担を強いられることがないよう、介護保険制度や障害福祉サービスなどを着実に実施していく必要があります。

そして、支援を必要とする高齢者や障害者が、住みなれた地域社会の中で、安全に安心して日常生活を過ごせるよう、地域で支え合う仕組みを充実することが課題となっています。

■ 施策の方向

(1) 高齢者や障害者の自立と社会参画の促進

- ① 高齢者の就業機会の確保を図り、生きがいを持って社会参加できるよう、地域に密着した臨時的、短期的な就業の場を提供するシルバー人材センター事業の発展、自立を促します。
- ② 障害者の持てる能力を引き出すための就労支援などを行うとともに、スポーツや文化活動など社会活動の場の拡大に努めます。
- ③ ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に当たり、高齢者や障害者にも利用しや すいという点に配慮するよう、さまざまな機会を通じて啓発に努めます。

施策	内容	担当部局
高齢者の自立と社 会参加の促進	かがわ長寿大学など高齢者の学習機会の充実老人クラブ活動の促進地域における日常的な支え合い体制づくり活動などへの参加促進シルバー人材センター・ミニシルバー人材センターの活動支援	健康福祉部 健康福祉部 健康福祉部 商工労働部

障害者の自立と社 会参加の促進	● 障害者の働く場の確保と就労支援● 障害者の雇用促進● 障害者のスポーツ・文化活動の振興	健康福祉部 商工労働部 健康福祉部	
みんなにやさしい 社会の形成	ユニバーサルデザインによるまちづくり心のバリアフリーの推進	健康福祉部 土木部 健康福祉部	
	● 福祉のまちづくりの推進	健康福祉部	ì

(2) 高齢者や障害者をみんなで支える社会の構築

- ① 高齢者が要介護状態に陥ったり状態が悪化することがないよう介護予防施策を推進します。また、介護が女性に偏ることなく、家族みんなで介護に関わる意識を持つよう啓発に努めます。
- ② 介護が必要となった高齢者や障害者一人ひとりの特性やニーズに応じ、保健・医療・福祉サービスや介護サービスなどを適切に提供できる体制の整備に努めます。
- ③ 高齢者や障害者が住み慣れた地域社会の中で、安全で安心して生活できるよう、声かけや見守り活動を充実するとともに、在宅生活の環境整備や安全な暮らしの確保に取り組みます。
- ④ 障害者がひとりの生活者として尊重されるよう県民の理解を深めるとともに、障害の有無にかかわらず、お互いを支え合う社会づくりを進めます。

施策	内容	担当部局
介護予防(健康長 寿づくり)の推進	● 介護予防事業の効果的・継続的な実施● 認知症対策の推進	健康福祉部 健康福祉部
質の高い保健・医療サービスの提供	国保総合保健施設の整備救急医療の確保へき地における医療の確保と保健相談	健康福祉部 健康福祉部 病院局 健康福祉部 病院局
介護保険制度など のサービスの充実	介護サービスの基盤づくり利用者本位のサービス提供の推進適正な介護保険制度の運用	健康福祉部 健康福祉部 健康福祉部
高齢者などの在宅 環境の整備	■ 民生委員などによる声かけ、見守り活動の充実■ 高齢者や障害者の県営住宅への優先入居■ 高齢者向け民間賃貸住宅の供給の促進と入居支援	健康福祉部 土木部 土木部
障害者をみんなで 支える社会の構築	● 障害者の在宅福祉サービスなどの充実● 相談支援体制の充実● 地域生活移行の推進● 理解促進と権利擁護● 多様な障害への対応	健康福祉部 健康福祉部 健康福祉部 健康福祉部 健康福祉部

■ 県民に期待すること

- ・ 健康づくりや生きがいづくりに努めるとともに、地域や社会に積極的に参加し、人や社会 とのつながりを広げる。
- ・ 健康の保持増進に努めるとともに、介護や支援が必要となった場合においても、適切な保健・ 医療・福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努める。

■ 事業者に期待すること

- · 意欲と能力ある高齢者や障害者が働くことができる多様な就労機会を提供する。
- ・ 健全な競争の中で、サービスの質の向上と事業の効率化を進める。

■ 市町に期待すること

- ・ 高齢者や障害者が地域社会の一員としてさまざまな活動に参加でき、自分の生活を楽しめる自立した生活を実現するとともに、地域住民が主体的に創意工夫しながら、相互に支え合うことができるシステムづくりや支援を行う。
- ・ 介護保険制度や障害福祉制度を円滑に運営するとともに、住民のニーズを踏まえ、保健・ 医療・福祉サービスの基盤を充実する。

重点目標 8 国際的視点に立った男女共同参画の推進

■ 現状と課題

本格的な国際化時代の到来を迎え、政治、経済、文化など社会のあらゆる分野でグローバリゼーションが急速に進展しており、県内の外国人登録者数も、この 10 年間で約 1.6 倍に増加し、県人口の約 1%を占めています。また、国際化を担う主体も行政をはじめ、NGO、NPO などの民間団体や、大学、企業などに多様化しています。

このような中で、男女共同参画社会の実現に取り組むに当たっては、女子差別撤廃条約などの条約や、これまでの世界会議における行動計画、行動綱領など女性の地位向上のための国際的な規範や基準などを積極的に取り入れ、女性差別の撤廃に向けた世界的な流れや考え方の傾向を踏まえて、県民に対して周知・啓発を図ることが重要です。こうした取組みは国だけでなく、地域レベル、個人レベルでの取組みが重要です。

また、多くの外国人は、言葉や文化・習慣などの違いから、生活するうえでさまざまな問題を抱えていることから、外国人が安心して生活・活動できる環境の整備が必要です。さらに、外国人と日本人が同じ地域で生活していくことを当然とする意識を醸成するとともに、国際感覚あふれる人材を育成し、香川で暮らす外国人と日本人との相互理解を促進することが重要です。

■ 施策の方向

国際的視点に立った男女共同参画の推進

- ① 女子差別撤廃条約など、男女共同参画や女性の地位向上に関連の深い国際的な規範や基準などの普及・啓発を図ります。
- ② 「香川県人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、人権教育・啓発の推進に取り組みます。
- ③ 県民一人ひとりが国際社会の一員として活動することができるよう、外国語によるコミュニケーション能力の向上を図り、国際理解教育を推進するとともに、地域におけるリーダーを育成するなど、国際感覚あふれる人材の育成に努めます。
- ④ これまでの国際交流や国際協力の実績を活用して、県民や民間団体などによる活動がさらに活発化し、相互発展につながるような取組みを推進します。
- ⑤ 異なる文化や価値感を有する外国人と日本人とが、同じ地域に住む住民として、国籍や言語などの壁を乗り越え、互いの文化や生活習慣などを尊重し、ともにいきいきと安全・安心で豊かな生活を営むことができる環境の整備に努めます。

施策	内容	担当部局
国際規範・基準の 浸透	● 女子差別撤廃条約などの国際規範、基準の普及啓発●「香川県人権教育・啓発に関する基本計画」の施策の 推進	総務部 総務部
国際交流・協力の推進	 国際理解増進のための普及啓発、情報収集・提供 世界の各地域とのネットワークの構築 地域の特性を生かした国際協力の推進 民間国際交流・協力団体などの活動支援 多言語による情報提供、外国人のための相談窓口の設置、日本語学習支援、通訳ボランティアの派遣などの外国人住民の支援 	総務部 総務部 総務部 総務部 総務部

■ 県民に期待すること

- ・ 県民主導により、男女共同参画の視点から国際交流・協力活動を行う。
- ・ 国際的視野に立ち、外国人住民の立場や文化の理解に努める。

■ 市町に期待すること

・ 男女共同参画の視点から、外国人と日本人が同じ地域で生活していくことを当然とする意識の醸成や香川で暮らす外国人と日本人との相互理解の促進、外国人住民が地域で安心して暮らすことができる環境づくりに努める。

重点目標 9 地域における男女共同参画の推進

■ 現状と課題

地域(地域コミュニティ)は、家庭とともに人々にとって最も身近な暮らしの場ですが、人口減少や少子高齢化の急速な進展、価値観やライフスタイルの多様化、プライバシーへの配慮などから、身近な地域での交流や人々の結びつきは希薄になってきています。このように、地域で支え合う機能が低下している一方で、住民のニーズは多様化し、行政サービス(公助)だけで問題を解決することは困難になってきており、男女がともに地域活動を担わないと立ち行かなくなる状況となっています。

こうした中で、地域力を高め、持続可能な社会を築くためには、地域における男女共同参画を 推進していくことが不可欠となっていますが、自治会などの地域における方針決定過程への女性 の参画が乏しいという現状があります。また、近年、重要性が高まっている防災分野の取組みを 進めるに当たって、男女のニーズの違いを把握できていないといった問題が解消されていません。 このため、地域における方針決定過程への女性の参画の拡大や、特定の性や年齢層で担われて いる分野への男女双方の参画など、あらゆる人々にとって身近な男女共同参画を推進することが 求められます。

■ 施策の方向

地域における男女共同参画の推進

- ① 男女共同参画の視点を生かしつつ、自治会などの地域団体やNPO・ボランティアなど多様な主体が連携・協働しながら課題を解決する実践的活動に重点を置いた取組みを進めます。
- ② 男女共同参画の視点に立った地域リーダーを養成するとともに、地域ネットワークの構築を促進します。
- ③ 地域団体、NPO・ボランティアなどの活動への幅広い年齢層の男女の参画促進に向けた 広報・啓発に取り組みます。特に高齢期を迎える団塊世代の地域におけるさまざまな活動 への参加を促進します。
- ④ 防災計画、災害に関する各種対応マニュアルなどに、男女共同参画の視点を明確に位置づけます。また、防災分野で性別による固定的な役割分担意識を見直すとともに、女性特有のニーズを的確に把握するため、防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画を拡大します。

施策	内容	担当部局
地域の課題解決の ための男女共同参 画の推進	課題解決型実践的活動への取組み地域リーダーの養成地域ネットワークの構築支援男女共同参画推進員の活動の促進	総務部 総務部 総務部 総務部
地域社会への男女の共同参画の促進	● 地域におけるさまざまな活動への参画促進● 防災分野における女性の参画拡大	政策部 総務部 健康福祉部 総務部

■ 県民に期待すること

・地域活動に、男女ともに多様な年齢層が参画する。

■ 市町に期待すること

・地域活動に、男女ともに多様な年齢層の参画を促進する。

■ 基本目標Ⅲ 男女の人権の尊重

重点目標 10 女性へのあらゆる暴力の根絶

■現状と課題

暴力を振るうことは、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではなく、暴力の現状、経済力の格差など男女の置かれている社会構造の実態を直視するとき、特に女性への暴力について早急に取り組む必要があります。

さらに、女性への暴力は、外部からの発見が困難であったり、被害女性が相談したり届け出ることに抵抗を感じる場合が多く、潜在化しやすく、被害が深刻化しやすいという特性があります。 女性への暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき重要な課題です。

暴力とは、身体に対する暴力だけをイメージしがちですが、大声でどなるような精神的暴力や性行為を強要するような性的暴力も含まれるとともに、配偶者などからの暴力や性犯罪、売買春やセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などさまざまな形態があります。また、近年、インターネットや携帯電話の普及を背景に暴力が多様化し、子どもが犯罪に巻き込まれる事件も発生しており、新たな視点から対応することが求められています。

また、子ども、高齢者、障害者、外国人などはそれぞれ異なる背景事情や影響を有しており、被害者の支援に当たりさまざまな困難を伴うものとなっていることにも十分配慮し、暴力の形態や被害者に応じてきめ細かく対応することが必要です。

こうした状況を踏まえ、女性への暴力の根絶に向けて、社会的認識の徹底などの基盤づくりを 行うとともに、暴力の形態に応じた幅広い取組みを推進する必要があります。

■ 施策の方向

(1) 女性への暴力を根絶するための基盤づくり

- ① 女性の人権が尊重され、女性への暴力を許さない社会意識の醸成と、暴力の発生を防ぐ 環境づくりを行い、暴力根絶に向けての関係機関の連携強化と総合的対策に努めます。
- ② 被害者からの相談に適切に対応できるよう相談、カウンセリング体制の充実を図るとともに、被害者の心身の回復など効果的な被害者支援を推進します。

施策	内容	担当部局
社会的認識の徹底 と暴力の発生を防 ぐ環境づくり	 「女性に対する暴力をなくす運動」の定着 若年層を対象とする予防啓発 「香川県人権教育・啓発に関する基本計画」の施策の推進、「人権週間」を通じた意識啓発 犯罪の防止に配慮した安全、安心まちづくり 女性への防犯指導 ボランティア、自治体との連携による女性を守る施策の推進 	総務部 総務部 総務部 警察本部 警察本部 総務部 健康福祉部
		警察本部
	● 子ども女性相談センター、ハートフルライン(性犯罪 被害専用相談電話)、女性相談交番などにおける相談、 カウンセリング体制の充実	健康福祉部 警察本部
	● 外国人のための「人権・法律相談」「生活相談」 ■ 閉係機関連携の(7)性	総務部
 	● 関係機関連携の促進 	総務部 健康福祉部 警察本部
	● 法制度の的確な運用と周知	総務部
		健康福祉部
	 ● 女性警察官の配置の拡大	警察本部 警察本部
	● 職員の研修の充実	健康福祉部
		警察本部

(2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

- ① 配偶者からの暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるという意識啓発を行うとともに、若年層を対象とした予防教育啓発に取り組みます。
- ② 配偶者暴力相談支援センターや警察で、配偶者からの暴力に関する相談機能の充実を図ります。
- ③ 被害者の緊急一時保護や自立支援などの保護・支援体制の充実強化を図ります。また、県と市町の関係機関の連携を核としつつ、民間団体を含めた広範な関係機関の参加と連携協力のもと、保護から自立支援に至る各段階にわたり、切れ目のない支援を行います。
- ④ 被害者の早期発見と加害者に対する厳正な対処を行うとともに、被害の潜在化の防止に努めます。

施策	内容	担当部局
 広報・啓発の推進	● 広報・啓発の推進	健康福祉部 総務部
	● 若年層を対象とした講演会の開催	総務部
相談体制の充実	子ども女性相談センターや警察における相談窓口の整備、周知外国人のための「人権・法律相談」「生活相談」職員の研修の充実	健康福祉部 警察本部 総務部 健康福祉部 警察本部

被害者の保護、自立支援体制の充実	緊急保護、一時保護体制などの充実広域連携による保護子ども女性相談センターの心理担当職員による心のケアDV 被害者保護支援ネットワーク会議の開催被害者の県営住宅への優先入居	健康福祉部 健康福祉部 健康福祉部 建康福祉部 土木部
暴力行為への厳正 な対処	配偶者暴力防止法の適正な運用加害者への厳正な対処と被害者の心情に配慮した対応	警察本部 警察本部

(3) 性犯罪への対策の推進

- ① 性犯罪被害女性の心情に配慮した相談・支援体制の整備により被害の潜在化を防ぐとともに、性犯罪への厳正な対処を進めます。
- ② 性犯罪捜査を行う女性警察官や女性カウンセラーを充実することにより、被害者の精神的 負担の軽減を図るなど、被害女性の心情に配慮した捜査や相談を行います。

施策	内容	担当部局
性犯罪への厳正な対処	刑法など関係法令の厳正な運用と適正で強力な捜査の 推進性犯罪捜査体制の整備、性犯罪捜査員の能力の向上性犯罪の潜在化防止に向けた取組み	警察本部 警察本部 警察本部
被害者への支援・配慮	 ●性犯罪指定捜査員制度の効果的運用 ●性犯罪捜査を行う女性警察官や女性カウンセラーの充実 ●被害女性に対する支援の推進 ●香川県被害者支援連絡協議会との連携 ・ハートフルライン(性犯罪被害専用相談電話)の利用促進 ●再被害防止対策の推進 ●外国人のための「人権・法律相談」「生活相談」 	警察本部 警察本部 警察本部 警察本部 警察本部 警察本部

(4) 子どもに対する性暴力の根絶に向けた対策の推進

- ① 子どもに対する性暴力根絶に向けて積極的な広報・啓発を実施します。
- ② 子どもに対する性暴力根絶に向けて関係法令に基づく取締りを強化します。
- ③ 被害者のプライバシーに十分配慮したうえで関係機関と連携し、相談、心理療法、一時保護、 児童福祉施設への入所など、心身の状況に応じた適切な対応を図ります。
- ④ 通学路や公園などにおける防犯・安全対策を強化し、性犯罪の前兆となり得る行為に対する捜査・警告を積極的に実施します。
- ⑤ インターネット上の有害情報から子どもを守るため、児童生徒に対する情報モラルの指導の充実を図ります。また、保護者などに対する啓発を推進します。

施策	内容	担当部局
子どもに対する性暴力への厳正な対処	 「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護に関する法律」(以下「児童買春・児童ポルノ法」という。)など関係法令違反事犯の取締り 犯罪捜査の強化 警察、子ども女性相談センター、教育委員会など関係機関の連携強化 	警察本部 警察本部 健康福祉部 警察本部 教育委員会
被害者への適切な対応	● 被害児童の相談、心理療法体制の充実● 被害児童の一時保護、児童福祉施設入所などの体制整備● 外国人のための「人権・法律相談」「生活相談」	健康福祉部 健康福祉部 総務部
防犯・安全対策の強化	● ボランティア、自治体との連携による施策の推進	警察本部
情報モラルの育成	● 子どもに対する情報モラルの指導● フィルタリングサービスの利用促進など保護者などに対する啓発	教育委員会 総務部 教育委員会

(5) 売買春への対策の推進

- ① 売買春の根絶に向けて関係法令の厳正な運用を行い、取締りの強化を図ります。
- ② 売買春からの女性の保護、心身の回復や社会復帰の支援のための取組みを推進します。また、 売春をするおそれのある女性の早期発見、保護により売買春の未然防止に努めます。
- ③ 人身取引の根絶と被害者保護に向けて取締りを強化するとともに、関係機関が連携して被害者の保護、支援に努めます。

施策	内容	担当部局
売買春の取締りの 強化	●「売春防止法」など関係法令による取締りの強化	警察本部
売買春からの女性の 保護と社会復帰の 支援	 警察、子ども女性相談センターなどにおける相談体制の充実 外国人のための「人権・法律相談」「生活相談」 子ども女性相談センターにおける一時保護体制の充実 婦人保護施設での生活・就労指導 	健康福祉部 警察本部 総務部 健康福祉部 健康福祉部

(6) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

① 関係機関と連携を図りながら、広報誌などを通じてセクシュアル・ハラスメント防止についての広報・啓発に努めます。

施策	内容	担当部局
セクシュアル・ハ	● 広報・啓発の推進	総務部
ラスメント防止対		商工労働部
策などの推進		

(7) ストーカー行為等への対策の推進

- ① ストーカー行為者の検挙や警告、禁止命令などの行政措置を行います。
- ② 相談体制の整備、関係機関との緊密な連携による被害者支援や被害者の立場に立った保護対策を充実するとともにストーカー対策の広報を推進します。

施策	内容	担当部局
ストーカー行為等 への厳正な対処	●「ストーカー行為等の規制等に関する法律」の厳正な 運用と適正な捜査 ● ストーカー捜査員の育成、能力の向上	警察本部 警察本部
	● 相談受理体制の充実	警察本部
被害者の支援と防 犯対策	● 相談窓口、ストーカー対策の広報の推進● 防犯対策の教示、防犯機器の貸出し● 再被害防止対策の推進● 外国人のための「人権・法律相談」「生活相談」	警察本部 警察本部 警察本部 総務部

■ 県民に期待すること

- ・あらゆる暴力は人権侵害であることに気づき、あらゆる場での暴力を許さない。
- ・ 身近に暴力の被害者がいたら、被害者自身の意思を尊重しつつ、助言を行い、関係機関へ の通報を行う。
- ・被害を受けるおそれのある場合や被害を受けた場合は、早期に相談する。

■ 事業者に期待すること

- ・ 社会全体の性に関する道徳観、倫理観を損なわないようメディアや風俗関係業者は自主的 に規制する。
- ・ セクシュアル・ハラスメントの防止のための取組みを行い、セクシュアル・ハラスメント が生じた際には適切に対応する。

■ 市町に期待すること

- · 女性への暴力を根絶するための広報・啓発を推進する。
- ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画を策定する とともに、配偶者暴力相談支援センターの機能を設置し、被害者からの相談や保護、自立支援 に努める。

重点目標 11 生涯を通じた女性の健康支援

■ 現状と課題

男女共同参画社会の形成に当たっては、男女が互いの身体的特徴を理解し合い、相手に対する 思いやりを持つことや、みずから健康に関する正しい知識を身につけ、主体的に行動し、健康を 享受できることが大切です。

なかでも、性と生殖に関する問題については、男女が互いを尊重することが不可欠であり、男女がともにリプロダクティブ・ヘルス(性と生殖に関する健康)に関する正確な知識を持って、性と生殖に関して健康であることや女性が安全に妊娠・出産できることの重要性を理解することが必要です。また、すべてのカップルや個人が、リプロダクティブ・ヘルスを得られるとともに、性と生殖に関して主体的に選択し、男女がともに責任を果たしていくためには、リプロダクティブ・ライツ(性と生殖に関する権利)の視点が重要です。

特に女性は、妊娠や出産ができる仕組みを身体に持つため、これらの観点が大切であり、生涯を通じて男女は異なる健康上の問題に直面することに男女とも留意し、女性特有の配慮が必要です。

このため、生涯を通じた女性の健康支援や、妊娠・出産などに関する健康支援をはじめ、HIV /エイズや性感染症、薬物乱用、喫煙や過度の飲酒などの健康をおびやかす問題について取り組むことが必要です。

また、近年、小児科・産科医などの医師不足や地域医療における救急医療体制の不足などの問題が生じており、女性の医師などが就業しやすい環境を整備するなど、医療分野での仕事と生活の調和を進めることにより医療体制の充実を図ることが必要です。

■ 施策の方向

生涯を通じた女性の健康支援

- ① 女性のライフサイクルを通じた健康の重要性について社会の認識を高めるとともに、心の悩みを含めた相談体制の整備や性差に応じた的確な医療を受けられるように努めます。また、食育の推進、女性特有のがんなどに関する知識の普及啓発など、女性のライフステージに応じた総合的な健康対策を推進します。
- ② 妊娠から出産まで一貫して適切な保健・医療サービスが受けられるよう施策を推進します。特に母子の生命や身体への影響が大きい周産期においては、高度な医療を提供する総合的な周産期医療体制の充実を図ります。

また、不妊で悩む夫婦などに対し、専門的知識を有する医師などによる相談指導や情報提供を行うとともに、不妊について周囲の理解を深めるよう啓発を行います。

学校においては、保護者や地域の理解を得ながら、学習指導要領に則り児童生徒の発達 段階に応じて、適切な性に関する指導に努めます。

家庭や地域においては、性と生殖に関する健康の重要性について教えることができるよう 学習機会の充実に努めるとともに、性に関する不安や悩みについて相談活動を充実します。

- ③ HIV/エイズや性感染症、薬物乱用、喫煙や過度の飲酒など、健康をおびやかす問題についての広報・啓発や相談体制の充実など、総合的な対策を推進します。
- ④ 医療関係者の仕事と生活の調和の確保、就業継続などの施策を進めます。

施策	内容	担当部局
生涯を通じた健康の管理・保持増進のための取組みの充実	 「健やか香川 21 ヘルスプラン」の推進 成人期、高齢期における健康教育、健康診査・指導などの推進 心の健康相談・自殺予防など、男女の心の健康の維持 思春期からの女性のライフステージに応じた健康相談 食育の推進 女性特有のがん対策の推進 生活習慣病などの予防施策などの推進 歯の健康づくり(8020運動)の推進 	健康福祉部 健康福祉部 健康福祉部 健康福祉部 健康福祉部 健康福祉部 健康福祉部 健康福祉部 健康福祉部
妊娠・出産などに 関する健康支援	 総合的な周産期医療体制の整備 「いいお産」の普及啓発 母乳育児の普及 不妊で悩む夫婦への相談と情報提供 女性の主体的な避妊のための知識の普及 児童生徒の発達段階に応じた適切な性に関する指導 思春期保健に関する相談や学習機会の充実 	健康福祉部 健康福祉部 健康福祉部 健康福祉部 健康福祉部 教育委員会 健康福祉部
健康をおびやかす 問題への対策の 推進	HIV/エイズ、性感染症対策の推進薬物乱用根絶に向けた啓発、相談、取締り喫煙・飲酒に関する情報の提供学校における薬物乱用防止の指導の充実	健康福祉部 健康福祉部 警察本部 健康福祉部 教育委員会
医療分野における 医師などの就業の 継続	● 医療分野における仕事と生活の調和の確保● 保育施設の充実	健康福祉部 病院局 健康福祉部 病院局

■ 県民に期待すること

・ 男女が性や生殖を含めた互いの健康問題について正しい知識を持ち、女性が、母体として の機能を妨げられることなく、安心してみずからの生き方を選択できるような意識を高める。

■ 市町に期待すること

・ 男女が健康状態に応じた自己管理ができるよう、健康教育・相談体制を強化するとともに、 市町の実情に合った保健計画の策定を進める。

重点目標 12 メディアにおける女性の人権の尊重

■現状と課題

男女共同参画が正しく理解され、女性の人権が尊重されるために、メディアが人々に与える影響にはきわめて大きなものがあります。また、インターネットなどを利用した新たなサービスが次々に生まれ、メディアが多様化する中で、女性や子どもの人権を侵害するような違法・有害な情報の流通が社会問題となっているほか、誰もが容易に情報の発信者や受信者になりうることで、新たな課題も生まれています。

このため、メディアを通じて男女共同参画の正しい理解を広めるとともに、女性や子どもをもっぱら性的ないしは暴力行為の対象として捉えたメディアにおける性・暴力表現は、男女共同参画社会の形成を大きく阻害し、人権侵害となるものもあるという観点から、メディア側の自主規制などの取組みが求められます。

また、メディアを取り巻くこうした現状に対応するため、さまざまな情報を主体的に収集、判断し、また適切に発信することができるよう、メディア・リテラシーを向上させる取組みを推進することが必要です。

さらに、県や市町、公的団体などが作成する広報・出版物についても、男女共同参画の視点に立ち、 女性の人権などに配慮した表現となるよう留意が必要です。

■ 施策の方向

メディアにおける女性の人権の尊重

- ① メディアに対して男女共同参画の視点での表現が行われるよう働きかけるとともに、メディアにおける女性や子どもの人権を侵害するような違法・有害な情報に対応するため、関係法令を適正に運用します。
- ② 県の広報・出版物について、男女共同参画の視点に立った表現を推進します。
- ③ メディアからの情報を無批判に受け入れるのではなく、主体的に読み解いて自己発信する能力(メディア・リテラシー)を向上させるための教育や啓発を行います。

施策	内容	担当部局
	● メディアにおける男女共同参画の視点に立った表現の 促進	総務部
メディアにおける 人権尊重への配慮	●「香川県青少年保護育成条例」の推進や青少年を取り巻 く環境浄化の推進、啓発	総務部
	●「児童買春・児童ポルノ法」など関係法令に基づく厳正 な対処	警察本部
広報・出版物での 男女共同参画の視 点に立った表現の 推進	● 県の広報・出版物での男女共同参画の視点に立った表現の推進	総務部
メディア・リテラ シーの向上	● メディア・リテラシーの向上のための広報・啓発● 情報教育の推進	総務部 教育委員会

■ 県民に期待すること

・ メディアにおける女性の人権の尊重の重要性を認識し、声を上げていく。

■ 事業者に期待すること

・ 企業広告などで、女性の人権尊重に配慮した表現を行う。

■ 市町に期待すること

· 市町が発行する広報物などで男女共同参画の視点に立った表現を推進する。

■目標とする指標

この計画では、次の23項目を目標として掲げます。なお、それぞれの項目が相互に関連し、複数の重点目標にかかわるものもあることから、基本目標ごとに表しています。

基本目標	項目	現状 (H22 年度)	目標 (H27 年度)
I	市町男女共同参画計画策定率	88.2% (15/17 市町)	100%
	県の審議会等に占める女性委員の割合	35.7%	40%以上
	市町の審議会等に占める女性委員の割合	22.3%	30%以上
	おやじの会設立数	33 団体	40 団体
	両親学級を開催している市町数	13/17 市町	全市町**
	一般事業主行動計画(常時雇用労働者数 100 人以下) の策定企業数	201 社	300 社
	地域子育て支援センター設置か所数	56 か所	60 か所*
	つどいの広場設置か所数	13 か所	16 か所*
	ファミリー・サポート・センター設置か所数	6 か所	7 か所**
п	延長保育実施か所数	123 か所	139 か所 [※]
	休日保育実施か所数	10 か所	15 か所*
	一時預かり事業実施か所数	72 か所	85 か所**
	病児・病後児保育実施か所数	14 か所	24 か所*
	放課後児童クラブ設置か所数	201 か所	205 か所**
	農山漁村女性起業グループ・個人数	103	135
	農業委員数(女性)	14 人	20 人
	農業士(女性)の認定数	_	新規認定者 10 人
	指導漁業士(女性)の認定数	_	新規認定者 5人
	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の 実施に関する基本計画策定市町数	3/17 市町	14/17 市町
	10 代の人工妊娠中絶実施率 (15 歳以上 20 歳未満女子人口千人対)	8.0(H21) 全国平均 7.1	全国平均値 を下回る水準
Ш	周産期死亡率(出産千対)	過去3年間 (H19~21)の 平均値3.9 前年(H20)の 全国死亡率4.3	過去3年間 (H24~26) の平均値が前 年(H25)の 全国死亡率よ り下回る水準 [※]
	子宮がん検診受診率	25.5% (H21)	50%以上
	乳がん検診受診率	24.5% (H21)	50%以上

^{※「}香川県次世代育成支援行動計画(後期計画)」との整合上、目標年次を平成26年度とするもの。

Ⅲ 計画の推進

Ⅲ 計画の推進

男女共同参画社会の形成に向けて、この計画に盛り込まれた、県の各部局にまたがる施策を総合的かつ効果的に推進するためには、県の全庁的な推進体制の充実と市町との連携が欠かせません。また、県民の参加や協力を活発にするとともに、民間団体などとの連携を進め、男女共同参画の推進に社会全体で取り組む必要があります。

さらに、事業者には、仕事と生活の調和の実現など男女共同参画に関する理解を求め、積極的な取組みを促す必要があります。

1 県の推進体制の充実など

(1) 庁内の推進体制の充実

知事を本部長、副知事を副本部長とし、各部局長、知事公室長、水道局長、病院事業管理者、病院局長、教育長及び警察本部長を部員とする香川県男女共同参画推進本部を中心に、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進に努めます。

(2) 香川県男女共同参画審議会の設置

学識経験者や女性団体の代表などで構成する香川県男女共同参画審議会の意見を十分に尊重し、施策への反映を図ります。また、広く県民の意見を反映させるため、引き続き、公募制度を活用した委員を選任します。

(3) 進行管理

計画の実効性を確保するため、個々の施策について適切な進行管理を行うとともに、個別事業の執行状況や目標とする指標の進捗状況について毎年度公表します。

(4) 調査研究など

男女共同参画に関する施策を効果的に実施する方策について調査研究します。また、他の 都道府県や民間などの先進的な取組みについて、情報の収集に努めるとともに、市町などに 情報の提供を行います。

(5) 県職員の意識啓発

県職員の男女共同参画の意識の定着を図り、全庁的に男女共同参画の視点に立った施策を 推進するために、研修などを通して管理職員や一般職員の意識啓発に努めます。

(6) 苦情の申出制度

県が実施する男女共同参画の推進に関する施策や男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する県民や事業者からの苦情に適切に対処します。

2 市町との連携

男女共同参画社会を形成するためには、県民に最も身近な市町の果たす役割が極めて重要です。このため、市町において、推進体制の整備・充実と地域の実情を踏まえた市町の男女共同参画計画の策定や政策・方針決定過程への女性の参画の拡大などに取り組むよう働きかけるとともに、市町と連携して施策を推進します。

3 県民の参加、協力、理解の促進

県民の積極的な参加と協力を促進するために、地域で男女共同参画社会づくりに向けて活動し、行政と県民とのパイプ役となる男女共同参画推進員を引き続き設置し、その活動を支援します。

また、男女共同参画に関する県民や事業者の理解を深めるため、広報・啓発活動や教育・学習機会の提供に努めます。

その際、男女共同参画の推進が、男女の区別や役割を機械的・画一的に解消・排除すること や良き伝統・文化の否定とは異なることを踏まえ、これらの誤解の解消に努め、恣意的な運用 や解釈が行われないよう留意します。

4 関係機関、民間団体などとの連携

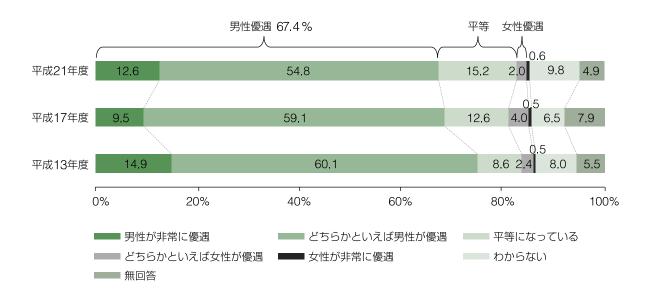
男女共同参画社会の形成に向けて、国の出先機関や民間団体、企業などとの連携、協力を進めるとともに、県内の各種女性団体をはじめ関係団体との連携を一層強化します。

IV 資料

関連指標

基本目標I

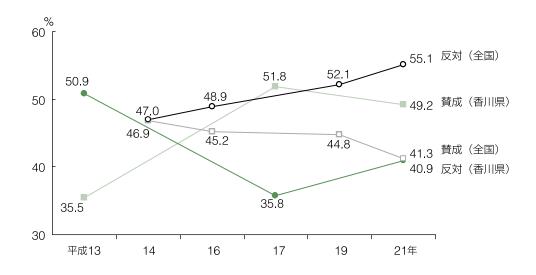
◇ 社会全体における男女の地位の平等感



資料:香川県「男女共同参画社会に関する意識調査」(H21) 香川県「県政世論調査」(H17)

香川県「男女共同参画社会に関する県民意識調査」(H13)

◇「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について



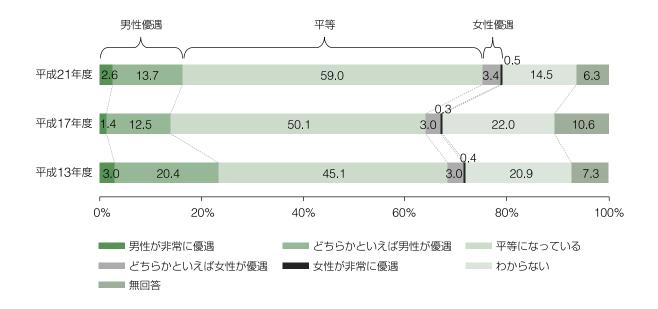
資料:香川県「男女共同参画社会に関する意識調査」(H21)

香川県「県政世論調査」(H17)

香川県「男女共同参画社会に関する県民意識調査」(H13)

内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」

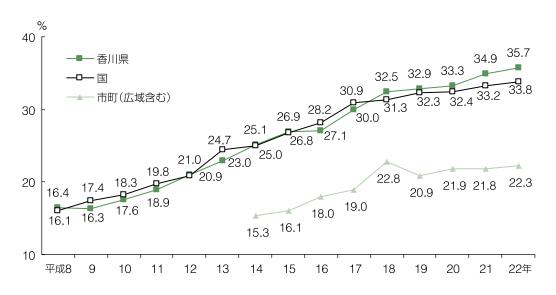
◇ 学校教育の場における男女の地位の平等感



資料:香川県「男女共同参画社会に関する意識調査」(H21) 香川県「県政世論調査」(H17) 香川県「男女共同参画社会に関する県民意識調査」(H13)

基本目標Ⅱ

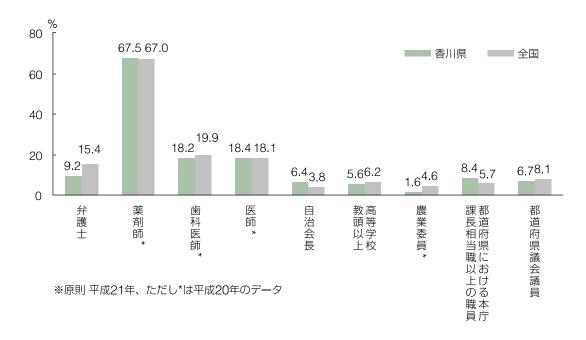
◇ 審議会等の女性委員の割合



※国:各年9月末現在、県:各年度末現在、市町:各年4月1日現在

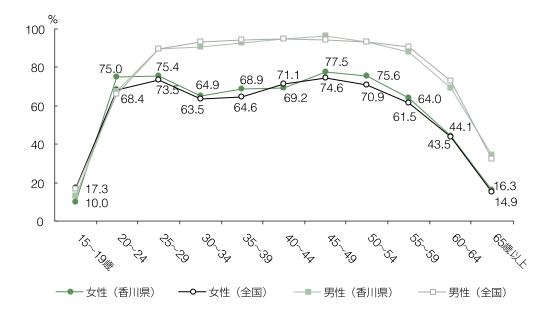
資料:香川県/市町香川県県民活動・男女共同参画課調べ 国内閣府「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」

◇ 各分野における「指導的地位」に女性が占める割合



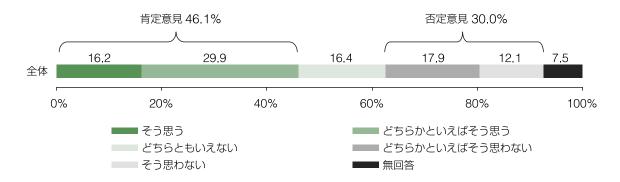
資料:香川県県民活動・男女共同参画課調べ 内閣府「平成 22 年度版男女共同参画白書」

◇ 年齢階級別有業率



資料:総務省「就業構造基本調査」(H19)

◇ 自分が希望する時間の使い方ができているかどうかについて

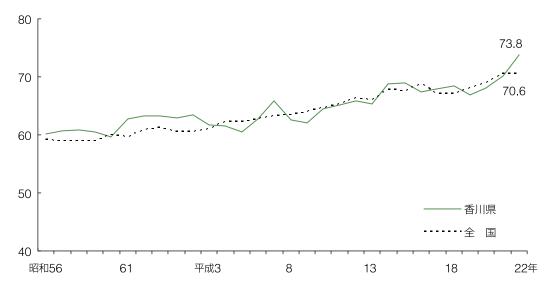


肯定意見と否定意見の割合(性/年代別)

11/2/30/30/21/2/30/30/31/11/31/								
		20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	
女性	肯定	76.5	42.3	40.3	38.4	47.6	54.2	
	否定	14.7	32.0	37.5	35.5	25.6	12.5	
男性	肯定	40.0	36.7	41.8	48.7	61.3	42.4	
	否定	40.0	42.9	35.8	28.2	20.5	18.2	

資料:香川県「男女共同参画社会に関する意識調査」(H21)

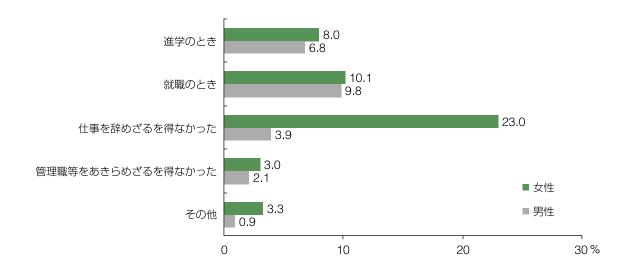
◇ 1時間当たり平均所定内給与額格差の推移



※男性一般労働者の1時間当たり平均所定内給与額を100とした場合の女性一般労働者の給与水準

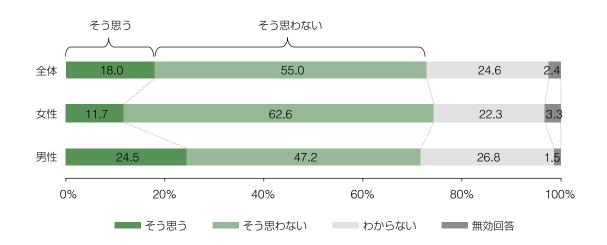
資料:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

◇ 男女間の固定的な先入観を理由に、自分の希望とは違う選択をせざるを得なかった経験



資料:香川県「男女共同参画社会に関する意識調査」(H21)

◇ 自分が 10 年後、現在より高い職責にあったり、高い技術を身につけることなどで、難しい仕事を 行っていると思うか



「そう思う」と回答した割合(性/年代別)

	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上
女 性	20.8	11.8	15.6	7.8	2.9	10.0
男性	50.0	53.3	30.8	11.8	10.2	0.0

資料: 香川県「男女共同参画社会に関する意識調査」(H21)

◇ 農業就業人口

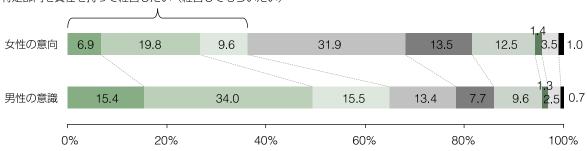
農業就業人口(香川県)

女 性	17,618人(49.9%)
男性	17,708人(50.1%)

資料:農林水産省「2010年世界農林業センサス」

◇ 女性の農業経営へのかかわり方に関する女性の意向及び男性の意識(全国)

(共同)経営者として主体的に携わりたい (携わってもらいたい)特定部門を責任を持って経営したい (経営してもらいたい)



- **■■■**経営者として主体的に農業経営方針の決定に携わりたい(携わってもらいたい)
- 共同経営者として主体的に農業経営方針の決定に携わりたい(携わってもらいたい)
- 共同経営者として特定の部門を責任もって経営したい(経営してもらいたい)
- 経営方針決定は夫あるいは親等が行うが、自分の意見も反映させたい(意見を述べてもらいたい)
- **当**指示された農作業にだけ従事したい(従事してもらいたい)
- 農作業が忙しいときだけ手伝いたい(手伝ってもらいたい)
- 農作業は行わず、経理等の事務作業に携わりたい(携わってもらいたい)
- その他
- 無回答

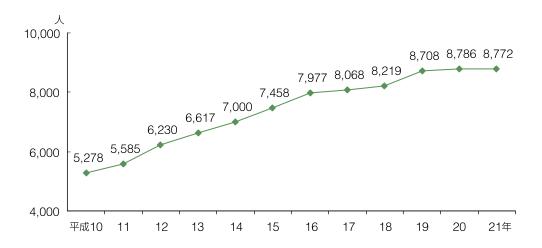
資料:農林水産省「農家における男女共同参画に関する意向調査」(H2O)

◇ 65 歳以上人口と要介護等認定者数(香川県)



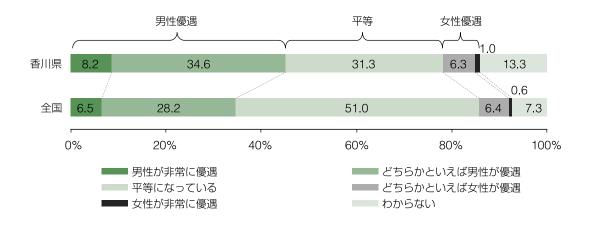
資料:香川県「人口移動調査報告」 厚生労働省「介護保険事業状況報告」

◇ 外国人登録者数(香川県)



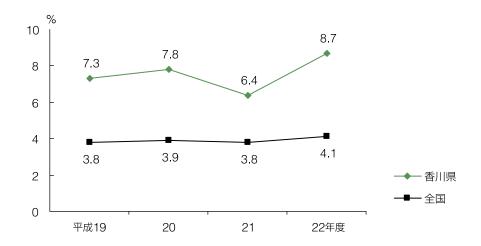
資料:法務省「在留外国人統計」

◇ 地域活動の場における男女平等感



資料:香川県「男女共同参画社会に関する意識調査」(H21) 内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(H21)

◇ 自治会長に占める女性の割合

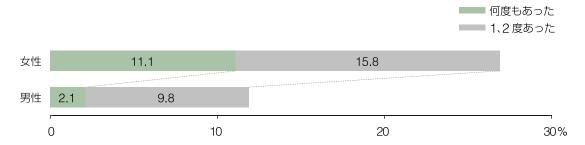


資料:香川県県民活動・男女共同参画課調べ 内閣府「平成 22 年度版男女共同参画白書」

基本目標Ⅱ

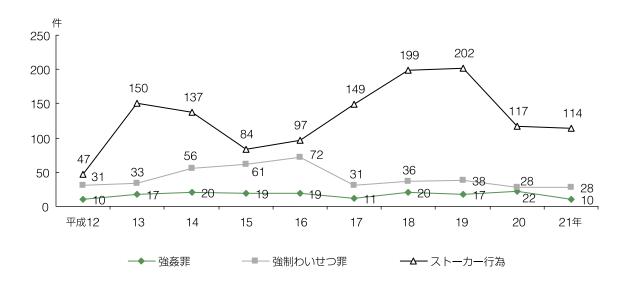
◇配偶者からの暴力の被害経験

※ 「身体的暴行」「心理的攻撃」「性的強要」のいずれかを1つでも受けた経験



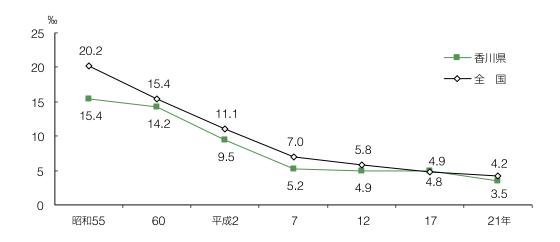
資料:香川県「男女共同参画社会に関する意識調査」(H21)より作成

◇ 性犯罪等の認知件数



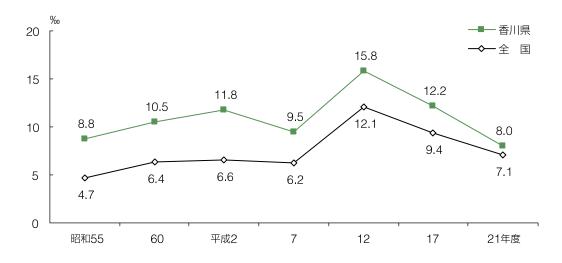
資料:香川県警察本部調べ

◇ 周産期死亡率(出産千対)



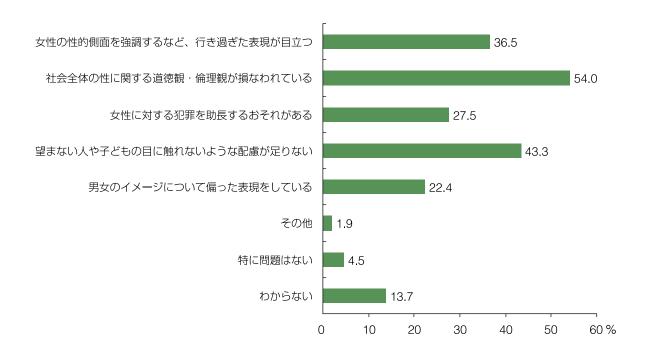
資料:厚生労働省「人口動態統計」

◇ 10 代の人工妊娠中絶実施率(女子人口千対)



資料:厚生労働省「衛生行政報告例」

◇メディアにおける性・暴力表現についてどう考えるか



資料:香川県「男女共同参画社会に関する意識調査」(H21)

■「かがわ男女共同参画プラン(後期計画2006~2010)」関連する数値目標等の状況

◇ 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革に関する項目

項目	平成 17 年度	平成 22 年度	目 標	評価	
市町男女共同参画計画策定率	35.3% (6/17 市町)	88.2% (15/17 市町)	100%	В]*
男女共同参画に関する研修を受講した教員数 (公立高校・特別支援学校) (公立小・中学校)	131 人 646 人	1,427 人 2,581 人	1,200 人 2,300 人	А	
かがわ県民カレッジ開設講座数	85 講座	199 講座	120 講座	Α	
県立学校開放講座開設校	215 校	237 校	250 校	В	

◇ 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に関する項目

項目	平成 17 年度	平成 22 年度	目標	評価	
県の審議会等に占める女性委員の割合	30.0%	35.7%	40% 以上	В] *
女性委員のいない審議会の比率	3.7%	0%	0%	А	
男女共同参画に関するセミナー修了者数	223 人	313 人	380 人	В	

◇ 男女の仕事と生活の調和に関する項目

項目	平成 17 年度	平成 22 年度	目標	評価	
地域子育て支援センター設置か所数	43 か所	56 か所	52 か所	А]*
つどいの広場か所数	6 か所	13 か所	10 か所	А	×
食育ネットワーク設置数	未実施	5	4	А	
保育所入所待機率	0.1%	0%	0%	А	
乳児保育実施か所数	全市町 164 か所	163 か所	172 か所	D	
延長保育実施か所数	113 か所	123 か所	139 か所	С	$]$ \times
一時・特定保育実施か所数	70 か所	72 か所	76 か所	С]*
休日保育実施か所数	15 か所	10 か所	18 か所	D	×
病児・病後児保育実施施設数	9 施設	14 か所	12 施設	А]*
ファミリー・サポート・センター設置か所数	未実施	6 か所	2 か所	А]*
放課後児童クラブ設置か所数	154 か所	201 か所	160 か所	А	$]$ \times
育児休業制度に関する規定の整備状況 (事業所規模5人以上)	50.5% (平成 16 年度)	60.0% (平成 21 年度)	65%	В	
介護休業制度に関する規定の整備状況 (事業所規模5人以上)	43.3% (平成 16 年度)	54.8% (平成 21 年度)	60%	В	
"子育て・介護"応援企業認証マーク交付事業所数	117 事業所 (平成 16 年度)	214 事業所	200 事業所	А	
育児休業制度の利用状況(従業員調査)	女性 88% 男性 0.3% (平成 16 年度)	女性 92% 男性 1.1% (平成 21 年度)	女性 90% 男性 10%	女性 A 男性 C	
男性の家事・育児・介護時間 (社会生活基本調査 平日の「家事」「介護 ・看護」「育児」 「買い物」)	31 分 (平成 13 年度)	33 分 (平成 18 年度)	増加	А	
両親学級を開催している市町数	14/37 市町	13/17 市町	全市町	В] $*$
活動ボランティア数(ボランティア保険加入者)	21,610 人	39,835 人	24,000 人	А	
ボランティア経験者	27%	36.3%	県民1人1回 ボランティア 活動	С	

◇ 農山漁村での男女共同参画の確立に関する項目

項目	平成 17 年度	平成 22 年度	目標	評価	
家族経営協定締結農家数	204 戸	297 戸	350 戸	В	
女性起業グループ・個人	76	103	90	А	*
女性認定農業者数	51 人	103 人	83 人	А	
女性農業担い手講座受講者数	474 人	551 人	550 人	А	
農林水産関係審議会等委員に占める女性委員の割合	38.1%	42.6%	40% 以上	А	
農業士(女性)の認定	39 名	24 名	45 名	D	*
指導漁業士(女性)の認定	23 名	24 名	30 名	С	*

◇ 高齢者や障害者が安心して暮らせる条件の整備に関する項目

項目	平成 17 年度	平成 22 年度	目標	評価
シルバー人材センター・ミニシルバー人材センター稼働率	80.8%	81.5%	80.0%	А
点訳・朗読・手話・要約筆記奉仕員など登録者数	994 人	1,164 人	1,340 人	С
障害者ガイドヘルプボランティア数	437 人	622 人	750 人	В
障害者就労・生活支援ワーカー設置箇所数	2 か所	_	10 か所	_
福祉のまちづくり適合証交付件数	140 件	175 件	230 件	С
歩道のバリアフリー化	15.1 km整備	24.8 km整備	24 km整備	А
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)整備定員	4,304 床	4,503 床	4,479 床	А
介護老人保健施設整備定員	3,428 床	3,693 床	3,658 床	Α
ショートステイ(短期入所生活介護)専用ベッド数	1,093 床	1,372 床	1,241 床	А
障害者支援センター等(指定相談支援事業者)	22 か所	35 か所	27 か所	А

◇生涯を通じた女性の健康支援に関する項目

項目	平成 17 年度	平成 22 年度	目標	評価	
10 代の人工妊娠中絶実施率 (15 歳以上 20 歳未満の女子人口千人あたり)	12.5 (平成16年度)	8.0 (平成21年度)	全国平均を 下回る水準	В	*
幼稚園・保育所との交流活動を実施している県立高 校の割合	68%	77%	70%	А	
周産期死亡率(出産千対)	4.8 (平成16年)	3.5 (平成21年)	現行水準の維持	А	*
子宮がん検診受診者数	33,404人 (平成16年度)	34,315人 (平成21年度)	54,000人以上	С	*
乳がん検診受診者数	31,456人 (平成16年度)	27,691人 (平成21年度)	54,000人以上	D	*
80 歳で 20 歯以上の自分の歯を有する人の割合	21.7% (平成16年度)	_	30%以上	_	
肥満者の割合(40歳~60歳女性)	26.4% (平成16年度)	_	20%以下	_	

※は本計画の関連指標

進捗状況は、平成 22 年度末現在で達成率が 100%以上のものを「A:概ね順調に推移している」、100%未満 50%以上を「B:一定程度進展している」、50%未満 0%超を「C:少しは進展している」、0%以下を「D:進展していない」としており、指標の見直しや統計の調査年等の関係で評価ができないものを「一」としています。

■ 男女共同参画に関する国内外の動き

年		世界		日本		香川県
1945 (昭和 20)	10 月	国際連合発足	12月	「衆議院議員選挙法」改正 (婦人参政権)		
1946 (昭和 21)	6月	国連婦人の地位委員会 設置				
1959 (昭和 34)					2月	香川県婦人活動推進本部設置
	_				10月	香川県婦人懇談会設置
1967 (昭和 42)	11月	国連「婦人に対する差別 撤廃宣言」採択				
1968 (昭和 43)	5月	第1回国際人権会議 (テヘラン)				
1975 (昭和 50)	6~7 月	国際婦人年(目標 : 平等、 発展、平和)	9月	婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進会議開催		
		国際婦人年世界会議(メ キシコシティ)「世界行動 計画」採択				
1976 (昭和 51)		「国連婦人の 10 年」 ~ 1985 年まで	4月	「育児休業法」(保母等)施行		
(MATA V)			6月	民法改正(離婚後の姓の選 択自由)		
1977 (昭和 52)			1月	「国内行動計画」策定		
1979 (昭和 54)	12月	国連第 34 回総会「女子差 別撤廃条約」採択				
1980 (昭和 55)	7月	「国連婦人の 10 年」中間 年世界会議(コペンハー ゲン)「国連婦人の 10 年 後半期行動プログラム」 採択				
1981 (昭和 56)	9月	「女子差別撤廃条約」 発効	1月	民法及び家事審判法一部改 正(配偶者相続分 1/2 に引 上げ)	4月	「第二次香川県県民福祉総合 計画」策定(「婦人対策の推 進」位置付け)
			5月	「婦人に関する施策の推進の ための「国内行動計画」後 期重点目標」決定	12月	香川県婦人懇談会再発足
1982 (昭和 57)					4月	「香川県婦人行動計画」策定 (計画期間:昭和57~60年度)
					10月	香川県婦人対策推進本部再 発足
1983 (昭和 58)					11 月	各種婦人団体懇話会設立
1985 (昭和 60)	7月	「国連婦人の 10 年」最終 年世界会議 (ナイロビ) 「西暦 2000 年に向けての婦人	1月	国籍法及び戸籍法一部改正 (父母両系主義)	4月	「第三次香川県県民福祉総合 計画」策定(「婦人の地位向 上」についての課題明示)
		周 2000 年に同けての婦人 の地位向上のためのナイ ロビ将来戦略」採択	6月	「女子差別撤廃条約」批准	7月	ナイロビ世界会議・NGO
		· ・ ~ ロッパナル・レー・レー・レー・レー・レー・レー・レー・レー・レー・レー・レー・レー・レー・	7月	ナイロビ世界会議政府間会 議参加	, ,,	フォーラムへ香川県各種婦人団体懇話会代表5名を派遣
1986 (昭和 61)			1月	婦人問題企画推進本部拡充 (構成を全省庁に拡大)	10 月	女性の海外派遣研修事業開始 広報誌「かがわ女性ジャー ナル」創刊
			2月	婦人問題企画推進有識者会 議開催		
			4月	「国民年金法」改正(女性の 年金権確立) 「男女雇用機会均等法」施行		
1987 (昭和 62)			5月	「西暦 2000 年に向けての新 国内行動計画」策定		

年		世界		日 本		香川県
1988 (昭和 63)					4月	「香川女性のための新行動計画」策定(計画期間:長期昭和 63~平成 12 年度、中期昭和 63~平成 2 年度)新行動計画推進地域会議事業開始
1990 (平成 2)	5 月	国連婦人の地位委員会拡大 会期				香川県「女性友好の翼」事 業開始
		国連経済社会理事会「婦人 の地位向上のためのナイロ ビ将来戦略に関する第1回 見直しと評価に伴う勧告及 び結論」採択			5月	「香川県 21 世紀長期構想」 策定(「男女共同参加の促進」 を明示)
1991 (平成 3)			5月	「西暦 2000 年に向けての新 国内行動計画 (第一次改訂)」		
1992 (平成 4)			4 月	「育児休業法」施行 初代婦人問題担当大臣設置	4月	「男女共同参画型社会へ向けての香川行動計画」策定(計画期間:平成4~12年度、具体的施策平成4~7年度)民生部婦人児童課女性対策推進室設置
1993 (平成 5)	6月	世界人権会議(ウィーン) 「ウィーン宣言及び行動計 画」採択	12 月	「パートタイム労働法」施行		
	12 月	国連総会「女性に対する暴力 の撤廃に関する宣言」採択				
1994 (平成 6)	6月	「開発と女性」に関する第2 回アジア・太平洋大臣会議 (ジャカルタ)「ジャカルタ 宣言」採択	6月	男女共同参画室(総理府)、 男女共同参画審議会設置 (政令)		
	9月	国際人口・開発会議「カイ 口宣言及び行動計画」採択	7月	男女共同参画推進本部設置		
1995 (平成 7)	3月	社会開発サミット(コペン ハーゲン)「コペンハーゲン 宣言及び行動計画」採択	4月	「育児休業法」改正(介護休 業の法制化)		第4回世界女性会議活動報 告事業実施
	9月	第4回世界女性会議(北京)「北京宣言及び行動綱領」 採択				
1996 (平成 8)			8月	男女共同参画推進連携会議 発足	3月	「香川県 21 世紀長期構想事 業計画」策定
			12月	「男女共同参画 2000 年プラン」策定	4月	香川県男女共同参画推進本部、生活環境部青少年女性 課女性政策室、香川県女性 懇談会設置
					12 月	女性の参政権行使 50 周年記 念事業「かがわ女性フェス ティバル」開催
1997 (平成 9)			4月6月	男女共同参画審議会設置 (法律) 「男女雇用機会均等法」	3月	「男女共同参画社会へ向けて の香川行動計画 [改定]」策 定(具体的施策:平成8~ 12年度)
			10月	改正 労働省婦人局婦人少年室を 労働省女性局女性少年室に	6 月	香川県各種婦人団体懇話会 を香川県各種女性団体協議 会に改称
				改称	12 月	高松市 男女共同参画宣言

年	世界		日本		香川県
1998 (平成 10)				3 月	女性有識者名簿作成
1999 (平成 11)	10月 ESCAP ハイレベル政府間 会議(バンコク)「北京行 動綱領の更なる実施に向	6月	「男女共同参画社会基本 法」公布、施行	11 月	丸亀市 男女共同参画宣言
	野神殿の史なる天旭に円 けての勧告」採択	7月	「食料・農業・農村基本法」 公布、施行		
2000 (平成 12)	6月 国連特別総会「女性 2000 年会議」(ニューヨーク)	4 月	「介護保険法」施行	4月	生活環境部青少年女性課 男女共同参画推進室設置
	「政府宣言及び成果文書」 採択		都道府県労働局設置、女性 少年室を雇用均等室に改称	6月	香川県新世紀基本構想「み どり・うるおい・にぎわい
		11月	「ストーカー規制法」施行		創造プラン」策定
		12 月	「男女共同参画基本計画」 策定	7月	「男女共同参画フォーラム」を内閣府と共催 男女共同参画社会づくり 指導者育成セミナー開始
2001 (平成 13)		1月	内閣府男女共同参画局、男 女共同参画会議設置	2月	香川県男女共同参画推進 委員会設置
		6月	月 第1回男女共同参画週間 「女性に対する暴力をなく す運動について」男女共同	3月	「かがわエンゼルプラン 21」策定
		7月	参画推進本部決定 「仕事と子育ての両立支援策	5月	「男女共同参画社会に関す る県民意識調査」実施
			の方針について」閣議決定	7月	「仕事と家庭の両立支援調 査」実施
		10月	「配偶者暴力防止法」施行「育児・介護休業法」改正	11 月	「かがわ男女共同参画プラン」策定(計画期間: 平成 13 ~ 22 年度、具体的施策 平成 13 ~ 17 年度)
2002 (平成 14)		4月	「配偶者暴力防止法の円滑 な施行について」男女共同 参画会議決定	4月	「香川県男女共同参画推進 条例」施行 政策部青少年・男女共同参 画課設置 配偶者暴力相談支援セン ター設置
				5 月	男女共同参画審議会設置 男女共同参画相談室設置
				6月	かがわ男女共同参画推進員設置
2003 (平成 15)		6月	「女性のチャレンジ支援策 の推進について」男女共同 参画推進本部決定	4 月	総務部青少年・男女共同参 画課設置
		7月	「次世代育成支援対策推進 法」公布、施行		直島町 男女共同参画推進 条例施行
			女子差別撤廃条約実施状況第4回・第5回報告審議	10 月	男女共同参画広報誌「さん かく香川」創刊
		9月	「少子化社会対策基本法」 施行		
2004 (平成 16)		4 月	「女性国家公務員の採用・ 登用の拡大等について」男 女共同参画推進本部決定	12月	「仕事と家庭の両立支援調 査」実施
		6月	「配偶者暴力防止法」改正 男女共同参画社会の将来像 検討会報告書取りまとめ		
		12月	「配偶者暴力防止法に基づ く基本方針」策定		

年	世界		日本		香川県
2005 (平成 17)	2月 第 49 回国連婦人の地位委 員会(「北京」+10)世界閣 僚会合(ニューヨーク)	12 月	「男女共同参画基本計画 (第2次)」策定 「女性の再チャレンジ支援 プラン」策定	3月	香川県新世紀基本構想「み どり・うるおい・にぎわい 創造プラン」後期事業計画 策定 「香川県次世代育成支援行 動計画」策定
2006 (平成 18)		4月	「国の審議会等における女 性委員の登用の促進につい て」男女共同参画推進本部 決定	3月	「かがわ男女共同参画プラン(後期計画)」策定(計画期間:具体的施策 平成18~22年度)
			「男女雇用機会均等法」改正 「女性の再チャレンジ支援 プラン」改定		「香川県配偶者暴力防止及び被害者支援計画」策定(計画期間:平成18~22年度)「かがわ農山漁村男女共同参画ビジョン」策定(計画期間:平成18~22年度)
				11 月	かがわ男女共同参画相談プ ラザ設置
2007 (平成 19)		7月	「配偶者暴力防止法」改正 「パートタイム労働法」 改正	4月	総務部県民活動・男女共同 参画課設置
		12 月	「子どもと家族を応援する日本」重点戦略取りまとめ 日本」重点戦略取りまとめ 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」 及び「仕事と生活の調和推 進のための行動指針」策定		
2008 (平成 20)		1月	「配偶者暴力防止法に基づ く基本方針」改定	4月	丸亀市 男女共同参画推進 条例施行
		4月	「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部 決定 女子差別撤廃条約実施状況 第6回報告提出		
2009 (平成 21)			男女共同参画シンボルマー ク決定	6月	さぬき市 男女共同参画推 進条例施行
		6月	「育児・介護休業法」改正	10 月	「ワーク・ライフ・バラン ス総合調査」実施
		8月	女子差別撤廃条約実施状況 第6回審議	12 月	「男女共同参画社会に関す る意識調査」実施
2010 (平成 22)	3月 第54回国連婦人の地位委 員会(「北京」+15)記念会 合(ニューヨーク)	6月	「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」 及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定	3月	「香川県次世代育成支援行動計画(後期計画)」策定
		12月	「第3次男女共同参画基本 計画」策定		
2011 (平成 23)	2月 UN Women 正式発足			10 月	「第2次かがわ男女共同参 画プラン」策定(計画期間: 平成23~27年度)
					「第2次香川県配偶者暴力防止及び被害者支援計画」 策定(計画期間:平成23 〜27年度)

■ 香川県男女共同参画推進条例(平成 14 年 3 月 27 日 香川県条例第 3 号)

改正 平成 16年 12月 21日 条例第 59号

目次

- 第1章 総則(第1条-第7条)
- 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策 (第8条-第19条)
- 第3章 香川県男女共同参画審議会(第20条-第25条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女の人権を尊重し、かつ、少子高齢化の進展等の社会経済情勢の急速な変化に対応していくことが重要であることにかんがみ、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の形成を図り、あわせて豊かで活力のある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において「男女共同参画」とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 2 この条例において「積極的改善措置」とは、前項に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

- 第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。
- 2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担意識等に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県その他の団体における政策又は方針の 立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職場、学校、地域その他の家庭以外の社会における活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(県の責務)

- 第4条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に 関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施するものとする。
- 2 県は、男女共同参画の推進に当たっては、県民、事業者、市町及び国と連携して取り組むものとする。 (県民の責務)
- 第5条 県民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。

- 2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。 (事業者の責務)
- 第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女が職場における活動に共同して参画する機会を確保すること、男女が職場における活動と家庭その他の職場以外の社会における活動とを両立して行うことができる就業環境を整備することその他男女共同参画の推進に努めなければならない。
- 2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。 (男女共同参画を阻害する行為の禁止)
- 第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、次に掲げる男女共同参画 を阻害する行為をしてはならない。
 - (1) 性別による差別的取扱い
 - (2) セクシュアル・ハラスメント(性的な言動により相手方の生活環境を害する行為又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与える行為をいう。)
 - (3) 男女間における暴力的行為(精神的に著しく苦痛を与える行為を含む。)

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画計画)

- 第8条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。
- 2 男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、男女共同参画計画を定めようとするときは、あらかじめ、香川県男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、男女共同参画計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、 男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(県民等の理解を深めるための措置)

第10条 県は、男女共同参画に関する県民及び事業者の理解を深めるため、広報活動、教育及び学習の機会の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(県民等に対する支援)

第 11 条 県は、県民又は事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市町に対する支援)

第12条 県は、市町に対し、当該市町の区域における男女共同参画の推進に関する計画の策定等に関し、 情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(附属機関等の委員の構成)

第13条 県は、附属機関その他これに準ずるものの委員その他の構成員の任命又は委嘱に当たっては、積極的改善措置を講ずることにより男女の委員の数が均衡するよう努めるものとする。

(調査研究)

第14条 県は、男女共同参画を効果的に推進するため、必要な調査研究を行うものとする。

(体制の整備等)

第15条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、必要な体制の整備に努めるとともに、 財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者の報告)

第 16 条 知事は、男女共同参画の推進のために必要があると認めるときは、事業者に対し、その事業活動における男女共同参画の状況について報告を求めることができる。

(男女共同参画の推進状況等の公表)

第17条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を公表するものとする。

(相談及び苦情の処理)

- 第 18条 知事は、関係行政機関と協力して、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害に関する県民又は事業者からの相談に適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。
- 2 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する県民又は事業者からの苦情に適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 前項の場合においては、知事は、香川県男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

(被害者の保護等)

- 第19条 県は、配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)からの第7条第3号に掲げる行為(以下「暴力的行為」という。)を受けた者(配偶者からの暴力的行為を受けた後に、離婚(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含む。)をし、又はその婚姻が取り消された者であって、当該配偶者であった者から引き続き暴力的行為を受けたものを含む。以下「被害者」という。)に対し、適切な助言、施設への一時的な入所等による保護その他の必要な支援を行うものとする。
- 2 前項の施設の管理者又は職員は、被害者の申出により、暴力的行為をした者(以下「加害者」という。) からの暴力的行為が引き続き行われるおそれがあるとき、その他被害者の保護のために必要があると認 めるときは、加害者に対し、被害者との面会及び交渉を禁止し、若しくは制限し、又は被害者の存在を 秘匿することができる。

第3章 香川県男女共同参画審議会

(設置)

第20条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議するため、香川県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

- 第21条 審議会は、委員15人以内で組織する。
- 2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満とならないものとする。

- 3 委員は、男女共同参画の推進に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。

(会長)

- 第22条 審議会に、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

- 第23条 審議会の会議は、会長が招集する。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。 (専門委員会)
- 第24条 審議会は、その定めるところにより、専門委員会を置くことができる。
- 2 専門委員会に属すべき委員は、会長が指名する。

(雑則)

第25条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 男女共同参画社会基本法(平成 11 年法律第 78 号) 第 14 条第 1 項の規定により定められた男女共同参画計画は、第 8 条第 1 項の規定により定められた男女共同参画計画とみなす。

附 則 (平成 16年 12月 21日条例第 59号)

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

■ 男女共同参画社会基本法(平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号)

目次

改正 平成 11 年 7月 16 日 法律第 102 号 同 11 年 12 月 22 日 同 160 号

前文

- 第1章 総則(第1条 第12条)
- 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第13条 第20条)
- 第3章 男女共同参画会議(第21条 第28条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な 取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされて いる。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と 位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていく ことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
 - 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、 男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別 的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権 が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分

担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、 家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当 該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんが み、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」 という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。) を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

- 第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。 (国民の責務)
- 第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、 男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の 措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

- 第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。
- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

- 第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定 を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

- 第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会 の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 和道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第 15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第 16 条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な 措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第 18 条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
 - 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
 - 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が 男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各 大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

- 第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。
- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

- 第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四 未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

- 第 26 条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

- 第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
- **2** 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、 政令で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。(以下略)

■ 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

1980年7月署名、1985年6月批准

この条約の締約国は,

国際連合憲章が基本的人権,人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し.

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し.

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、 更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、 しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と 平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及 び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に 開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするもの を享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト, あらゆる形態の人種主義, 人種差別, 植民地主義, 新植民地主義, 侵略, 外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し,

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国(社会体制及び経済体制のいかんを問わない。)の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に厳重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献,母性の社会的 重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し,また,出産における女子の役割が差別の根拠 となるべきではなく,子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し,

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し,

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して,

次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上,「女子に対する差別」とは,性に基づく区別,排除又は制限であつて,政治的,経済的, 社会的,文化的,市民的その他のいかなる分野においても,女子(婚姻をしているかいないかを問わない。) が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し,享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置(適当な場合には制裁を含む。)をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え,かつ,公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人, 団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律,規則,慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に 定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の 基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時 に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置(この条約に規定する措置を含む。)をとることは、 差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置(立 法を含む。)をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置を とるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を 有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべて の公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の 条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての 適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導,修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は,就学前教育,普通教育,技術教育,専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程,同一の試験,同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を,この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより,また,特に,教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画(成人向けの及び実用的な識字計画を含む。)特に, 男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報(家族計画に関する情報及び助言を含む。)を享受する機会

第11条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
 - (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利

- (b) 同一の雇用機会(雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。)についての権利
- (c) 職業を自由に選択する権利,昇進,雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練(見習,上級職業訓練及び継続的訓練を含む。)を受ける権利
- (d) 同一価値の労働についての同一報酬(手当を含む。)及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
- (e) 社会保障(特に,退職,失業,傷病,障害,老齢その他の労働不能の場合における社会保障)についての権利及び有給休暇についての権利
- (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全(生殖機能の保護を含む。)についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の 権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
 - (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
 - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失 を伴わない母性休暇を導入すること。
 - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を,特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
 - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス(家族計画に関連するものを含む。)を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス(必要な場合には無料にする。)並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション, スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割(貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。)を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの 条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
 - (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
 - (b) 適当な保健サービス(家族計画に関する情報,カウンセリング及びサービスを含む。)を享受する権利
 - (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利

- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類(正規であるかないかを問わない。)の訓練及び教育(実用的な識字に関するものを含む。)並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために, 自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件(特に,住居,衛生,電力及び水の供給,運輸並びに通信に関する条件)を享受する 権利

第4部

第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書 (種類のいかんを問わない。)を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての 適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親(婚姻をしているかいないかを問わない。)としての同一の権利及び責任。 あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報,教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の 権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利(姓及び職業を選択する権利を含む。)
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置(立法を含む。)がとられなければならない。

第5部

第17条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会(以下「委員会」という。)を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は 18 人の、35 番目の締約国による批准又は加入の後は 23 人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、 自国民の中から1人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿(これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。)を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の 委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員 長によりくじ引で選ばれる。
- 6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。 この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の 委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認 を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
 - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内
 - (b) その後は少なくとも4年ごと,更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条

1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期

間会合する。

2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約 国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これら の提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を 出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第6部

第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第25条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第26条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第27条

- 1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を 生ずる。
- 2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第28条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、 その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第29条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争 当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国 が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争 を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を 宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束 されない。
- 3 2 の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保 を撤回することができる。

第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

■用語解説

あ行

NPO / NGO

NPO(Non Profit Organization)とは民間非営利組織などと、NGO(Non-governmental Organization)は非政府組織などと訳される。利潤を上げることを目的としない、公益的活動を行う民間団体。その活動範囲は、教育、社会福祉、環境保全、国際交流等多岐にわたっている。NPO は、非営利という性格を、NGO は非政府という性格を強調した用語。平成 10 年の「特定非営利活動促進法」の施行により法人化が促進され、県内の NPO 法人は平成 23 年 3 月 31 日現在、268 団体となっている。

HIV /エイズ

AIDS とは、後天性免疫不全症候群のこと。HIV によって AIDS が引き起こされることで、生体の免疫機能が破壊され、様々な感染症を起しやすくなる。

一時預かり事業

就労形態の多様化に対する一時的な保育や専業主婦家庭等の育児疲れ解消、緊急時の保育等に対応するため、保育所等において子どもを一時的に預かるもの。

一般事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づき定められた行動計画策定指針に沿って事業主が策定することとされている、労働者が仕事と育児を両立させることができる雇用環境整備のための行動計画。常時雇用する労働者の数が 101 人以上の事業主は、策定が義務づけられている。また、常時雇用する労働者の数が 100 人以下の事業主は、努力義務とされている。

延長保育

保護者の就労形態の多様化や通勤時間の増加等に対応するため、保育所において通常の開所時間を 超え、時間を延長して行う保育。

おやじの会

父親が家庭教育や地域活動に積極的にかかわることで、自分自身の生き方を広げ、地域も活性化しようとする活動に取り組む自主グループで、主に小学校区単位で、父親の持つ特技や技能を生かした活動や地域ぐるみの活動を行っている。

か行

かがわ長寿大学

高齢者に対して生きがいと健康づくりに関する講座等を実施することにより、高齢者の生きがいと 社会参加活動の促進を図り、長寿社会を担う地域社会での実践的な指導者を養成することを目的とす る。実施主体は、財団法人かがわ健康福祉機構。

家族経営協定

農業経営に参画する個人の地位及び役割を明確化し、その意欲と能力を十分に発揮できるようにするため、経営の方針や家族一人ひとりの役割、働きやすい環境づくりなどについて家族みんなの話し合いにより取り決めるルール。

家庭の日

人格形成の最も基本的な部分を育てる「家庭」を再認識し、月に一度は家庭のきずなを確かめ合い、 温かい心のふれあいを持つよう、毎月第3日曜日を「家庭の日」としている。

キャリア教育

児童生徒一人ひとりの望ましい勤労観や職業観を育て、職業に関する知識や技能を身につけさせるとともに、自己の個性を理解し、夢や希望を持って生き方や将来を設計し、適切に進路を選択できる能力や態度を育成する教育。

休日保育

日曜・祝日等の休日に保護者の勤務等により家庭で保育できない子どものための保育。

合計特殊出生率

その年次の 15 歳から 49 歳までの年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを産むとしたときの子ども数に相当する。

子育て行動計画策定企業認証マーク/子育で応援企業表彰

認証マークは、常用雇用労働者が、100人以下で、「次世代育成支援対策推進法」で定める一般事業 主行動計画を策定し、その内容が他の企業の模範となる優れた取り組みを行っている県内に本店を置 く中小企業に交付するもの。また、仕事と家庭を両立しながら働くことのできる職場環境づくりに積 極的に取り組んでいる企業を表彰している。

子育で支援総合コーディネーター

子育て家庭に必要なサービスを適切に提供できるよう地域の子育て支援サービスについて総合調整を行う者。

子育てボランティア

市町の社会福祉協議会などで実施する子育でボランティア養成研修の修了者又は子育でに係る知識をもってボランティアとして子育で支援活動を行う者。

子どもの居場所づくり

家庭、地域、学校が一体となり、心豊かでたくましい子どもを社会全体で育むため、全国の学校等を活用し、放課後や休日に地域の大人の協力を得て、子どもたちの「活動拠点」を確保し、スポーツや文化活動など多彩な活動が展開されるよう取り組む事業。

さ行

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育で期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

次世代育成支援

次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を 担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ず る施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組みをいう。

指導漁業士

自ら先進的経営を営み、漁村青年の育成指導に積極的に参画している漁業者。

社会的性別(ジェンダー)の視点

人間には生まれついての生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」(ジェンダー/gender)という。「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

「社会的性別の視点」とは、「社会的性別」が性差別、性別による固定的役割分担、偏見等につながっている場合もあり、これらが社会的に作られたものであることを意識していこうとするものである。

このように、「社会的性別の視点」でとらえられる対象には、性差別、性別による固定的役割分担及び偏見等、男女共同参画社会の形成を阻害すると考えられるものがある。その一方で、対象の中には、男女共同参画社会の形成を阻害しないと考えられるものもあり、このようなものまで見直しを行おうとするものではない。社会制度・慣行の見直しを行う際には、社会的な合意を得ながら進める必要がある。

「ジェンダー・フリー」という用語を使用して、性差を否定したり、男らしさ、女らしさや男女の区別をなくして人間の中性化を目指すこと、また、家族やひな祭り等の伝統文化を否定することは、国民が求める男女共同参画社会とは異なる。例えば、児童生徒の発達段階を踏まえない行き過ぎた性教育、男女同室着替え、男女同室宿泊、男女混合騎馬戦等の事例は極めて非常識である。また、公共の施設におけるトイレの男女別色表示を同色にすることは、男女共同参画の趣旨から導き出されるものではない。

周産期医療

周産期とは、妊娠満22週から生後1週未満までの期間をいう。この期間は、母子ともに異常を生じやすく、突発的な緊急事態に備えて、産科・小児科双方からの一貫した総合的な医療体制が必要であることから、特に周産期医療と表現されている。

集落営農

村の集落を単位として、農地の合理的利用、機械・施設の共同利用、共同作業を行って生産コストを下げ、また、専業農家、兼業農家、女性・高齢者の役割分担を明確にして意欲を高める農業形態。

女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)

昭和54年(1979年)に国連総会で我が国を含む130カ国の賛成によって採択され、昭和56年(1981年)に批准。女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、具体的には、女子に対する差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定する。

なお、同条約第1条において、「この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、 排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、 女子(婚姻をしているかいないかを問わない。)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認 識し、共有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。」と規定さ れている。

食育

平成 17 年 7 月 15 日に施行された食育基本法の中で、①生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの、②様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を修得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること、と位置づけられている。

ストーカー行為

特定の者に対する恋愛感情その他の好意感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、その特定の者又はその家族などに対して繰り返し行われる「つきまとい等」の行為のこと。

セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的うわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示など、様々な態様のものが含まれる。特に、雇用の場においては相手の意に反した性的な言動を行い、それに対する対応によって、仕事をする上で一定の不利益を与えたり、またそれを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること。

積極的改善措置(ポジティブ・アクション)

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。

た行

男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成 11 年 6 月 23 日 法律第 78 号として、公布、施行された。

地域(地域コミュニティ)

住民の身近な生活圏。都道府県や市町村といった行政区分とは異なる概念。住民の活動を主たる対象とし、活動に応じて、町内会、自治会、校区等様々な範囲が想定される。

地域子育て支援センター

専業主婦家庭も含めた地域のすべての子育て家庭を対象とした、育児に関する相談指導・情報提供 や子育てサークルへの支援などを保育所等の施設において行うもの。

つどいの広場

子育て中の親子を対象として、子育ての不安の解消などを図るために、商店街の空き店舗やマンション、アパートの一室などにおいて、子育て親子の交流、悩み相談、子育て関連情報の提供などを行うもの。

な行

認定農業者

経営改善を図ろうとする農業者が自ら農業経営改善計画を作成・申請し、①市町村の基本構想に照らして適切であり、②その計画の達成される見込みが確実で、③農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切である、との基準に適合する農業者として、農業経営基盤強化促進法に基づき市町村から認定を受けた者。認定農業者には低利融資制度などの各種支援措置がある。

農業委員

各市町村の農業委員会を構成する委員で、次に掲げる委員により組織される。

①選挙による委員 ~ 40人(定数は各市町村の条例で定める。下限はなし。ただし、選任委員より多い人数が必須)。②選任による委員 省令で定める農業協同組合、農業共済組合が組合ごとに推薦した理事または組合員 1人、土地改良区が推薦した理事または組合員 1人(区域内に土地改良区が複数ある場合は協議して 1人を選出)、当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者 4 人以内(4 人以下の定数とするには条例制定が必要)を市町村長が選任する。

農業委員会は市町に置かれる行政委員会で、その職務は、別に法律の定めるところにより、自作農の創設及び維持、農地等の利用関係の調整、農地の交換分合その他農地に関する事務を執行する。

農業士

自ら優れた農業経営を営む傍ら、地域の農業振興のリーダーとして農業後継者の育成や農村地域活動を積極的にしている35歳から65歳までの農業者で、市町長の推薦により知事から認定されたもの。

農山漁村女性の日

農林水産業や農山漁村の発展に向け、女性の役割を正しく認識し、適正な評価の気運を高め、女性の能力が一層生かされることを目的に、昭和63年、農林水産省により設定された。3月10日には、農山漁村女性の知恵・技・経験の三つの能力をトータル(10)に発揮してほしいという願いが込められている。

は行

パートナーシップ経営

家族一人ひとりが互いにかけがいのない対等な共同経営者として営む経営。それぞれの役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる。その実現のためには、家族経営協定の締結が役立つ。

8020 (ハチマルニイマル) 運動

歯及び口腔の健康づくりを図り、80歳で20本以上自分の歯を有することを目標とした運動のこと。

バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていくうえで障壁(バリア)となるものを除去すること。元来は建築用語として、建物内の段差を無くすなど物理的な障害を除くという意味で使われていたが、現在はより広い意味にうけとめられ、障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障害の除去という意味でも用いられている。

病児・病後児保育

病気や病気の回復期で集団保育が困難な子どもを病児・病後児の対応が可能な保育所や病院等に併設した専用施設において一時的に預かるもの。

ファミリー・サポート・センター

地域の中で、「子育ての援助をしたい人」と「子育ての援助をしてほしい人」が会員となって、一時的な子育てを助け合う有償ボランティアで、急な仕事で保育所のお迎えができない時、通院や用事があるとき子どもを預かってほしい時、リフレッシュしたい時などに利用できる会員制の組織。

放課後子ども教室

学校等を活用して、子どもたちの居場所(活動拠点)を整備し、子どもたちの放課後や週末におけるスポーツや文化活動などのさまざまな体験活動や地域住民との交流活動等を支援する。

放課後児童クラブ

保護者が就労等により昼間家庭にいない、主として小学校低学年の児童に対し、授業の終了後等に 児童館、学校の余裕教室などを活用して遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図るもの。

ま行

みんな子育で応援団

官民一体となった総合的な子育で支援の環境づくりを推進するため、県内企業、個人商店等に参加を呼びかけ、みんなが地域の子育で応援団になってもらう取組み。

みんなで子どもを育てる県民運動

地域の大人みんなで積極的に子どもたちにかかわって、地域の子どもたちを健やかに育んでいこうとする運動。知事部局、教育委員会、警察本部、青少年育成香川県民会議が連携、協力して推進している。

メディア・リテラシー

メディア社会における生きる力として、メディアを主体的に読み解く能力(情報を伝達するメディアそれぞの特質を理解し、そこから発信される情報について批判的に分析、評価、吟味し、能動的に選択する能力)、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じてコミュニケーションを創造する能力の3要素が有機的に結合したもの。

や行

ユニバーサルデザイン

いろいろな人にとって利用しやすいデザイン、設計のことをいい、障害の有無や年齢などにかかわらず、誰もが利用しやすいような「まちづくり」や「ものづくり」を行っていこうとする考え方。

ら行

リプロダクティブ・ヘルス (性と生殖の健康)

平成6年(1994年)の国際人口/開発会議の「行動計画」及び平成7年(1995年)の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動要領」において提唱された概念で、人間の生殖システム、その機能と(活動)過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す。

リプロダクティブ・ライツ(性と生殖の権利)

平成6年(1994年)の国際人口/開発会議の「行動計画」及び平成7年(1995年)の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動要領」において提唱された概念で、全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利。

両親学級

これから親になる夫婦を対象に、市町保健センターや産科医療機関で開催しており、妊娠や出産の 知識、赤ちゃんの世話の仕方などについて、講義や実習を交えて学ぶ講習会のこと。夫婦で参加する ことにより、父親の育児参加を促すなどの効果がある。

6次産業化

農林水産業・農村漁村と2次産業・3次産業を融合・連携させることにより、農林水産物を始めとする農村漁村の多様な「資源」を利活用し、新たな付加価値を生み出す地域ビジネスや新産業を創出すること。

■ 香川県男女共同参画審議会委員名簿

	氏 名	所属等	備考
1	赤松よし子	香川県小学校長会副会長	
2	井 原 理代	香川大学名誉教授	会長
3	大矢根節子	公募委員	
4	川 東 祥 次	弁護士	
5	草薙めぐみ	NPO 法人子育てネットくすくす代表	
6	桑嶋貴史	日本青年会議所四国地区 香川ブロック協議会長	
7	竹 内 美 由 紀	香川県立保健医療大学講師	
8	田中順一郎	公募委員	
9	谷 本 義 隆	香川県商工会議所連合会専務理事	
10	玉 地 忠 利	香川県町村会事務局長	
11	早 水 恵 子	香川労働局雇用均等室長	
12	星川叔子	香川県人権擁護委員連合会副会長	
13	三野安意子	香川県各種女性団体協議会長	
14	美 濃 邦 子	JA 香川県女性組織協議会長	
15	吉川武宏	NHK 高松放送局長	

定数:15名以内(50音順·敬称略)

第2次かがわ男女共同参画プラン

平成 23 年 10 月

発行 香川県総務部県民活動·男女共同参画課

〒 760-8570 香川県高松市番町四丁目 1-10 TEL 087-832-3197 / FAX 087-831-1165 http://www.pref.kagawa.lg.jp/danjo/sankaku/